
第3次壱岐市地域福祉計画

壱岐市成年後見制度利用促進基本計画

壱岐市再犯防止推進計画

令和4年3月

長崎県壱岐市



はじめに

現在わが国では、少子高齢化や人口減少が進行しており、単身世帯の増加などによる家庭の機能低下や地域でのつながりの希薄化を背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題、複合的課題が表面化しています。

このような多様化・複雑化する課題に対応するためには、住民自身の努力「自助」、ボランティアなどの助け合い活動「互助」、制度化された支え合いの仕組み「共助」、公的機関による福祉サービス「公助」が連携し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいく必要があります。

本市では、現行の「第2次壱岐市地域福祉計画」（平成29年度～令和3年度）の進捗状況を踏まえて、住民アンケートや各種地域団体への調査などにより皆様の活動状況やご意見を伺い、地域生活課題への支援の新たな方向性を示した「第3次壱岐市地域福祉計画」を策定しました。

本計画においては、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えてつながり暮らしていくことのできる社会を目指すこととしております。

市民の皆様には、見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、困りごとを抱える個人や世帯を早期に発見し、お互いに協力して支援につないでいただくとともに、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するために、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました、壱岐市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げ、壱岐市地域福祉計画策定にあたってのごあいさつといたします。

令和4年3月

壱岐市長 白川博一

◇◇◇目次◇◇◇

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 地域福祉の概念	4
4. 計画の位置づけ	6
5. 社会福祉法の一部改正	8
6. 計画期間	10
7. 計画の策定体制	10
第2章 市の現状と課題	12
第1節 人口等の状況	12
1. 人口の状況	12
2. 福祉関連の状況	16
3. 支援等を要する人の状況	25
第2節 アンケート結果	27
1. アンケート結果の概要	27
第3節 本市における地域福祉に関する主要課題	30
1. 統計データ、各種調査からの把握	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
第1節 計画の基本理念・基本目標	33
1. 基本理念	33
2. 計画の基本目標	33
3. 施策体系	34

第4章 地域福祉推進のための施策の方向	35
基本目標1 安全・安心を確保する	35
1. 分野横断的な支援体制の構築.....	35
2. 地域における相談体制の充実.....	37
3. アウトリーチ支援の推進.....	39
4. 安全・安心で人にやさしい地域づくりの推進	41
基本目標2 自立した暮らしを支える	45
1. 多様な福祉サービス提供主体の育成	45
2. 良質な福祉サービス供給の仕組みづくり	47
3. 権利擁護の推進.....	48
4. 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実	50
基本目標3 支え合いの環境を育む	52
1. 福祉人材の育成.....	52
2. 地域全体で支え合う体制の確立	54
3. 心のバリアフリー化の推進	58
4. 人権意識と男女共同参画意識の啓発	59
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	61
第1節 計画策定の背景と目的	61
第2節 計画の位置づけ	61
第3節 計画の期間	62
第4節 壱岐市における成年後見制度の現状	62
1. 本市における成年後見制度の対象者の推移.....	62
2. 利用者数	63
3. 市長申立及び報酬助成	64
4. 日常生活自立支援事業	65
第5節 壱岐市における成年後見制度の課題	65

第6節	基本理念と基本的な考え方	66
1.	基本理念	66
2.	基本的な考え方	66
第7節	具体的な施策・事業	67
1.	成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築	67
2.	地域連携ネットワークの具体的な推進	67
3.	中核機関の設置	68
第8節	計画の進行管理	68
第6章	計画推進のために	69
第1節	地域（コミュニティ）における推進体制	69
第2節	市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割	69
第3節	行政の役割	69
第4節	社会福祉協議会との連携	70
第5節	県との共有・連携	70
第6節	計画の進捗管理	70
資料編	72
第1節	吉崎市地域福祉計画策定委員会	72
第2節	アンケート結果（一部抜粋）	75

※「障害者」の「害」表記について

本計画においては、「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨・背景

日本の人口は、令和2年の国勢調査によると1億2614万6千人と、依然として減少傾向となっており、少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となっています。

これらの社会状況を背景に、8050問題やダブルケア¹といった、各家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な、新たな局面にあります。

そこで、国は、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らすすべての人が支え合う仕組みとして深化・推進させるため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「医療法」とともに、「社会福祉法」の一部改正（平成30年4月1日施行）を行いました。

この改正により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられるとともに、計画の策定が努力義務化されました。

また、計画に記載すべき2つの追加事項として、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(16項目)と、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が示されました。

こうした動向の中で、これからの我が国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』が打ち出されました。

これは、「地域において、住民がつながり支え合う取組は、地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。また、分野の枠を超えて地域全体が連帯し、地域のさまざまな資源を活かしながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさを生み出す」という考えに基づいたものであり、国は、『地域共生社会』を次のように説明しています。

¹ 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

◇『地域共生社会』とは◇

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

また、財産の管理や日常生活等に支障がある人達を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であることから、国において成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年4月15日に公布、同年5月13日に施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

さらに、平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとされました。

そのため、本市においては、福祉計画の上位計画として策定する本地域福祉計画に「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含し、共生社会の実現に資するものとします。

2. 計画の法的根拠

壱岐市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「壱岐市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「壱岐市障がい者計画」、「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」といった、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉の在り方を地域福祉計画の中で明らかにすることが求められています。このため本計画では、福祉分野に共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助・互助」の観点から取り組むべき基本方向を定めるものとします。

なお、次に示す「社会福祉法」の一部改正（平成30年4月1日施行）を踏まえた計画とします。

◇社会福祉法の抜粋◇

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

壱岐市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項、壱岐市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画です。

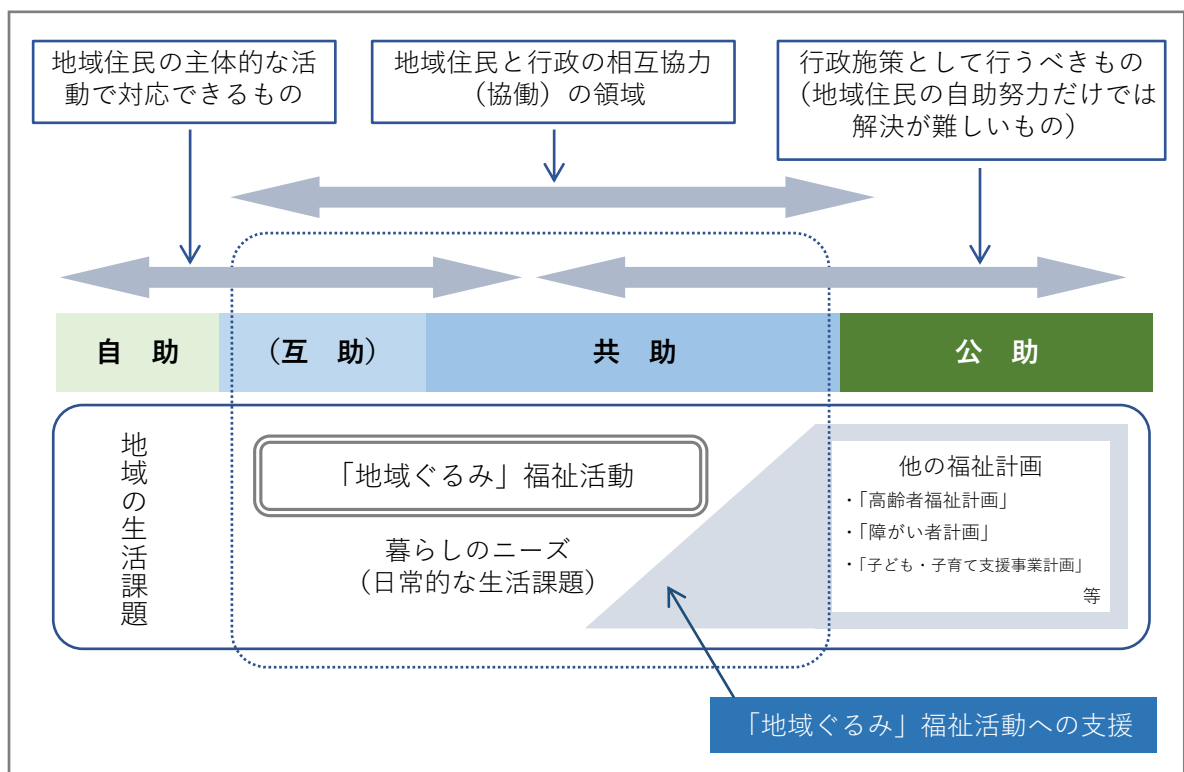
3. 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

◇自助・互助・共助・公助の関係性◇



○ 「地域」の範囲の捉え方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容や、サービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

○ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するための地域の考え方（3区分）

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治公民館・小学校区などの地域が主に考えられます。

しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとはせず、必要に応じて「近隣地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えていきます。

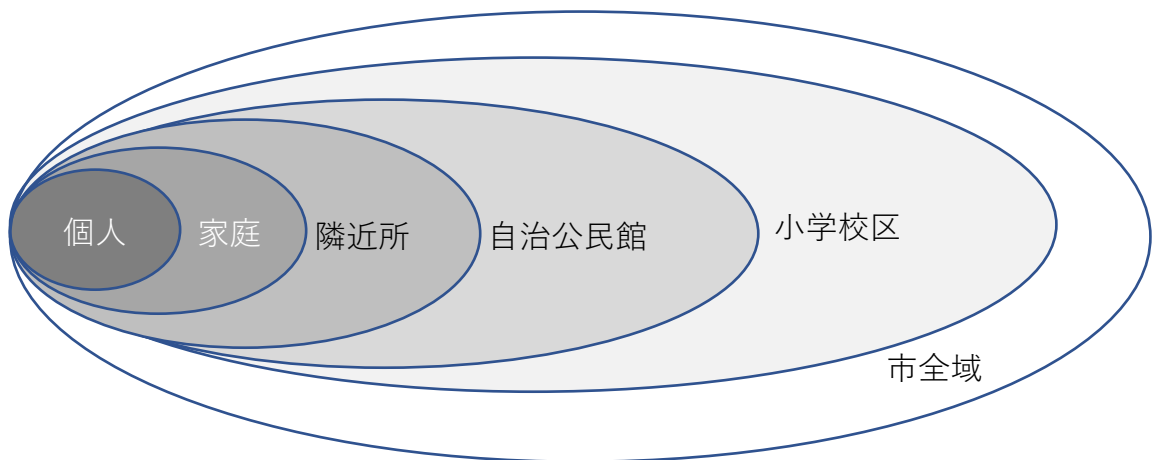
《近隣地域》…………自治公民館など

《地区》…………小学校区

《全市》…………市全域

本市においては、旧小学校区の4地区（郷ノ浦町、芦辺町、勝本町、石田町）の圏域単位で事業所を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても民生委員・児童委員の活動も同じ単位で行われています。今後もこの4地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。

◇地域の考え方◇



4. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取組を示す計画です。

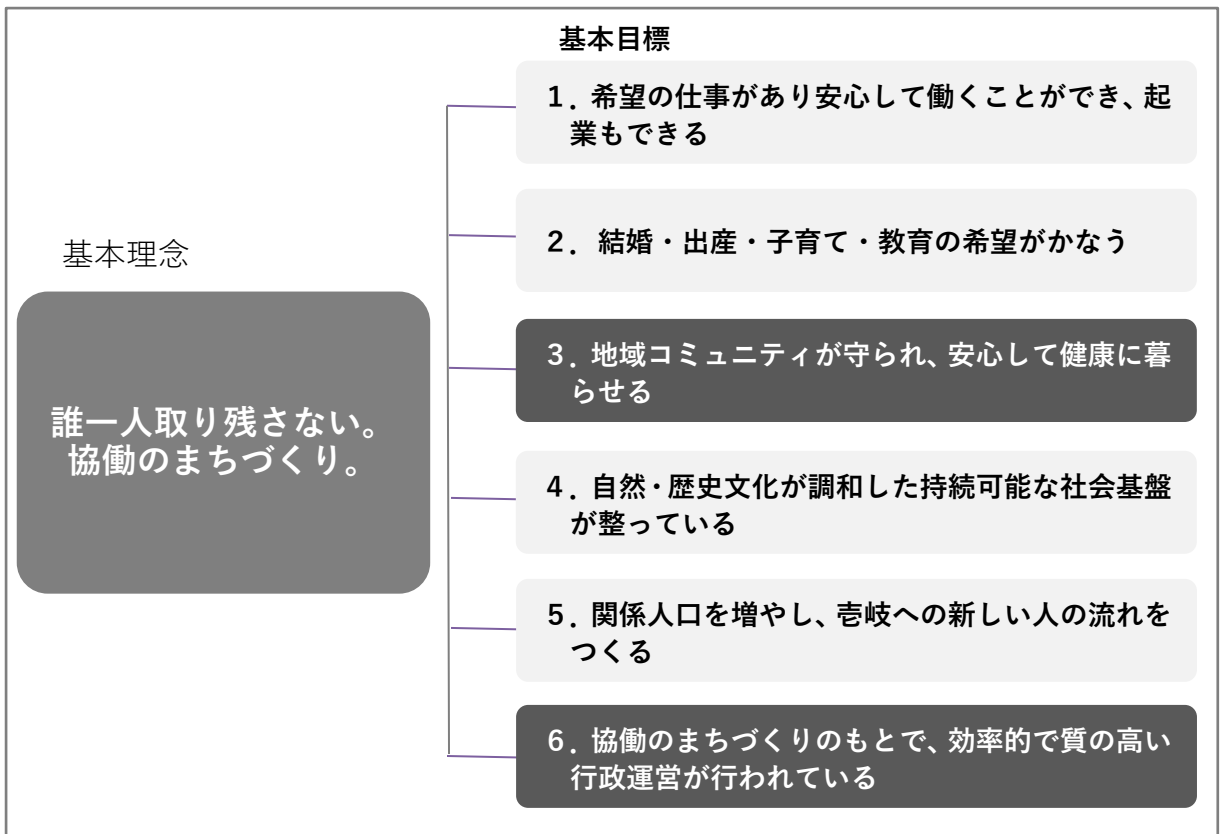
また、本計画は、本市の最上位計画である「第3次壱岐市総合計画」の個別計画としての性格を持っており、基本理念である「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」に基づき、市民一人ひとりの多様性を理解しつつ、寄り添い、ともに助け合い、つながることを通じて進化を続ける社会を目指すための重要な役割を担っています。

なお、第3次壱岐市総合計画では、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）を取り入れた、上述の基本理念に基づくまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進していきます。

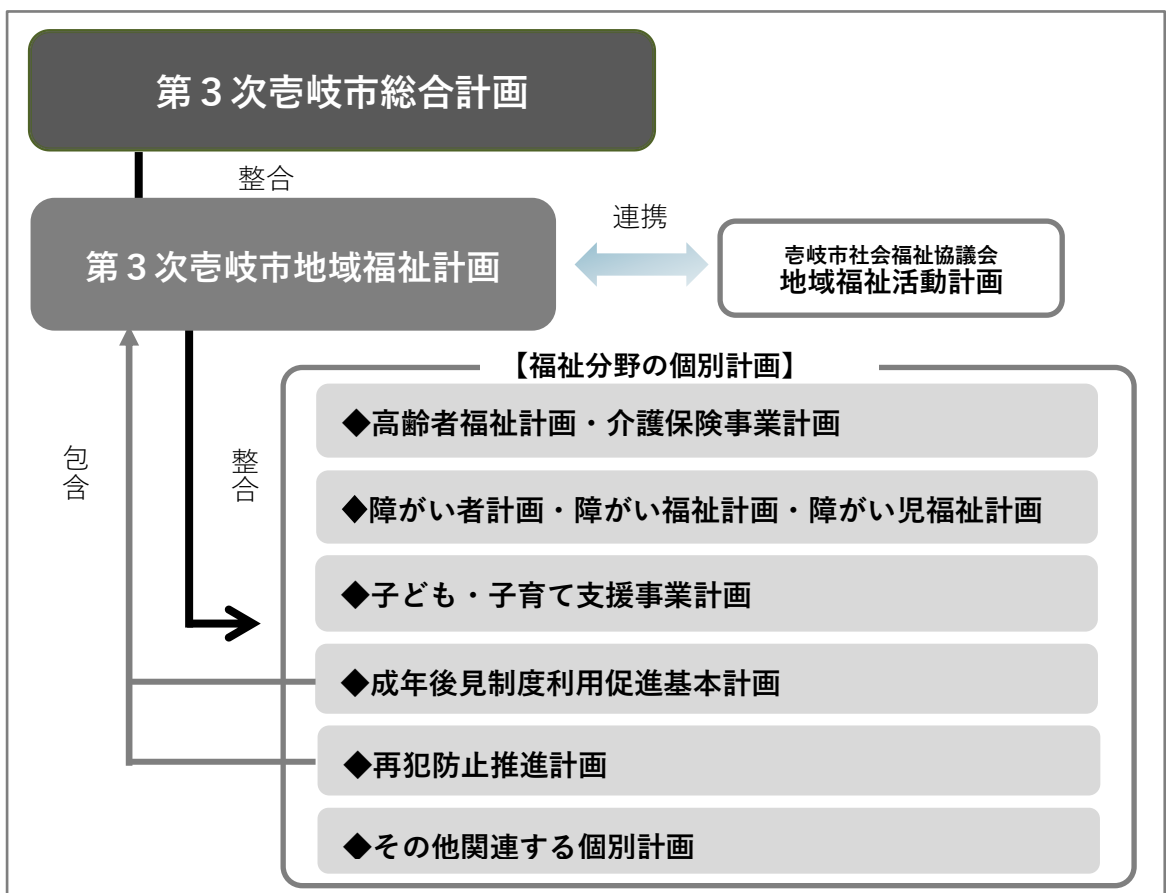
さらに、本市における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきますが、本計画は、それらの計画の上位計画として、地域福祉に関連する共通の取組などを明らかにするとともに、さらに必要な取組を加えたものとし、市民の参画と協働を促しながら、市民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

加えて、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含するものです。

◇第3次壱岐市総合計画の体系◇



◇地域福祉計画と他計画との関係◇



5. 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

（1）新たな地域福祉計画のポイント

社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。地域福祉計画の策定のポイントは以下のとおりとなっています。

①福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケア」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、さらに、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

②新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は以下のとおりです。

◇地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項◇

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
②高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
③制度の狭間の課題への対応の在り方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
⑤共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑩高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
⑪保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑯全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

6. 計画期間

本計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

◇計画期間◇

年度	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
計 画	第2次壱岐市地域福祉計画									
						第3次壱岐市地域福祉計画 壱岐市成年後見制度利用促進基本計画 壱岐市再犯防止推進計画				

7. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、市民アンケート、中高生アンケート、関係団体等調査を実施するとともに、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、策定委員会での協議・検討を行いました。

（1）市民アンケートの実施

市民の地域での生活や福祉活動に関する状況を把握し、計画策定のための基礎資料とするために実施しました。

①調査の概要

【一般市民】

項目	内容
調査対象	壱岐市に在住の18歳以上の方
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和3年7～8月
調査地域	壱岐市全域
配布数	2,000
有効回収数	803
有効回収率	40.2%

【中高生】

項目	内容
調査対象	市内の中学校、高校の生徒
調査方法	学校での配布、回収
調査時期	令和3年7月
調査地域	壱岐市全域
配布数	463
有効回収数	448
有効回収率	96.8%

(2) 「関係団体等調査」の実施

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市内において各種活動等をされている方々を対象に、「関係団体等調査」を実施し、現在の取組状況や抱えている課題、今後の取組などについて調査を行いました。

(3) 「壱岐市地域福祉計画策定委員会」の開催

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「壱岐市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議検討を行いました。

(4) その他意見の聴取

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 市の現状と課題

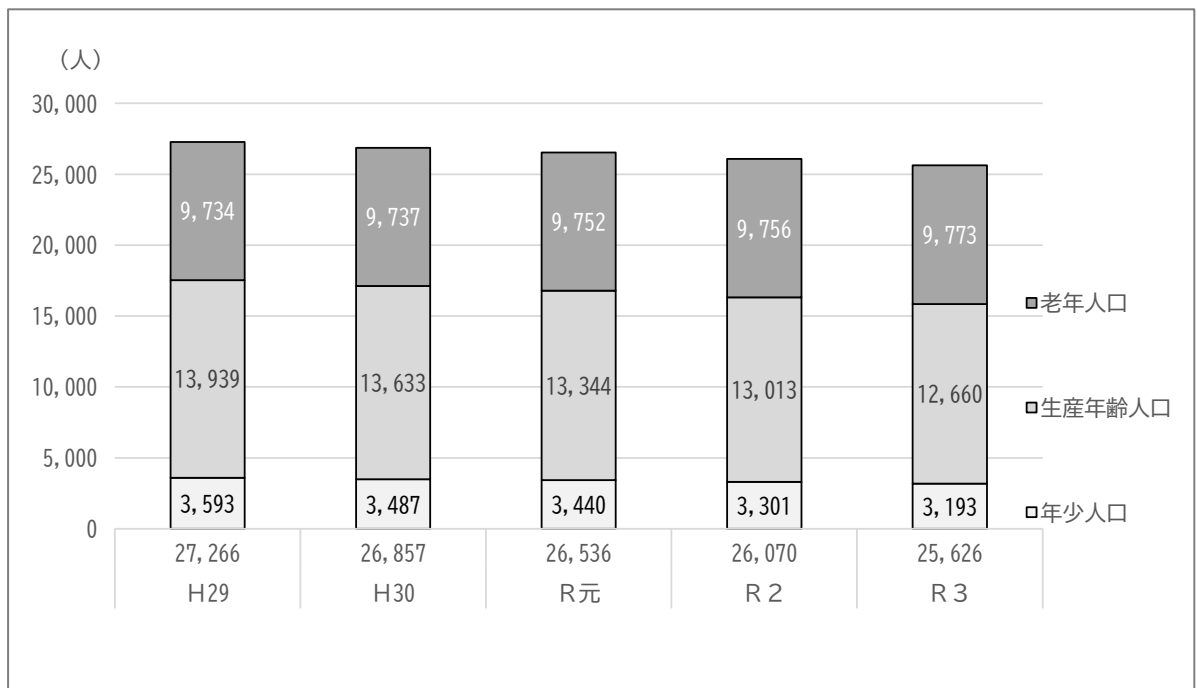
第1節 人口等の状況

1. 人口の状況

(1) 人口の推移

市の人口は、平成29年以降において一貫して減少傾向にあり、年齢3区分別で見ると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。

◇人口の推移◇



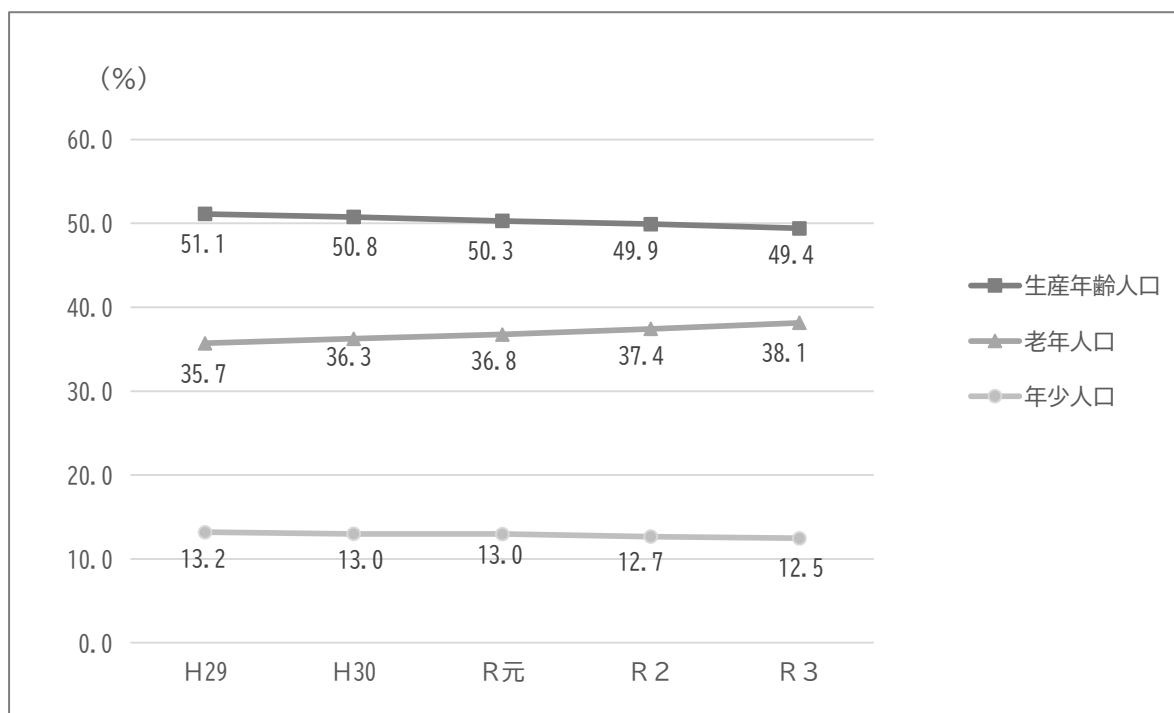
※各年4月1日

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

市の人口の年齢3区分割合の推移をみると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）の構成割合は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の構成割合は増加しており、令和3年には38.1%に達しています。

◇年齢3区分別人口割合の推移◇



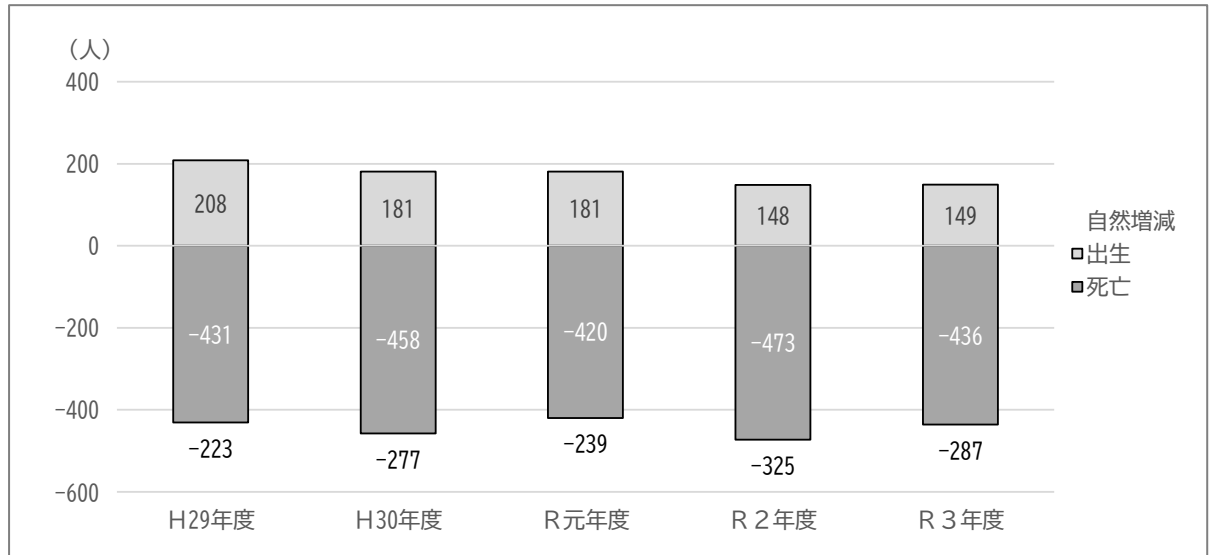
※各年4月1日

資料：住民基本台帳

(3) 自然動態人口の推移

自然動態人口は、平成29年度以降において死亡数が出生数を2倍以上上回る自然減で推移しており、令和3年度には287人の社会減となっています。

◇自然動態人口の推移◇



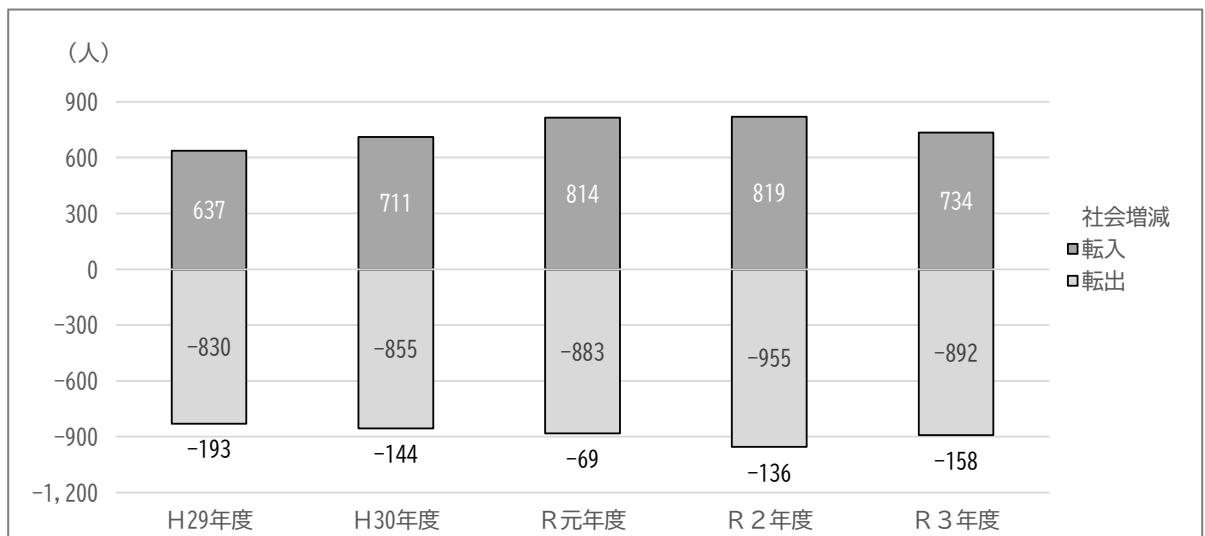
※各年度末

資料：市民福祉課市民班

(4) 社会動態人口の推移

社会動態人口は、平成29年度以降において転出が転入を上回る社会減で推移しており、令和3年度には158人の社会減となっています。

◇社会動態人口の推移◇



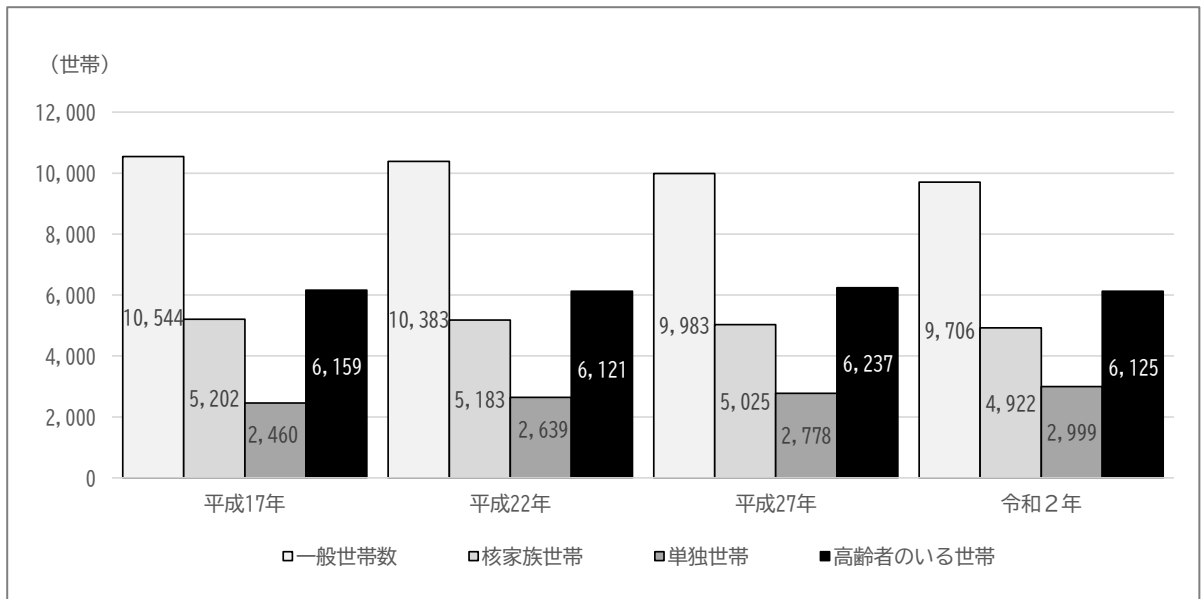
※各年度末

資料：市民福祉課市民班

(5) 世帯構成の状況

一般世帯数、核家族世帯数、単独世帯数は、平成17年以降において減少傾向で推移しています。なお、高齢者のいる世帯数は減少と増加を繰り返して推移しています。

◇世帯構成の状況◇



※各年 10月1日

資料：国勢調査

(6) 平均世帯人員の状況

一般世帯における1世帯あたりの平均世帯人員は平成17年以降において一貫して減少傾向で推移しており、核家族化の進行がうかがえます。

◇平均世帯人員の状況◇

(人)

	H17	H22	H27	R2
平均世帯人員	2.92	2.76	2.65	2.50

※各年 10月1日

資料：国勢調査

2. 福祉関連の状況

(1) 児童・生徒の状況等

① 保育園の状況

市における保育園の状況は以下のとおりです。

◇ 保育園の状況 ◇

(人)

	H29	H30	R元	R2	R3
定員数	550	550	650	650	650
0歳児保育	57	47	41	41	47
障がい児保育	1	5	2	0	0
延長保育	20	15	6	6	12

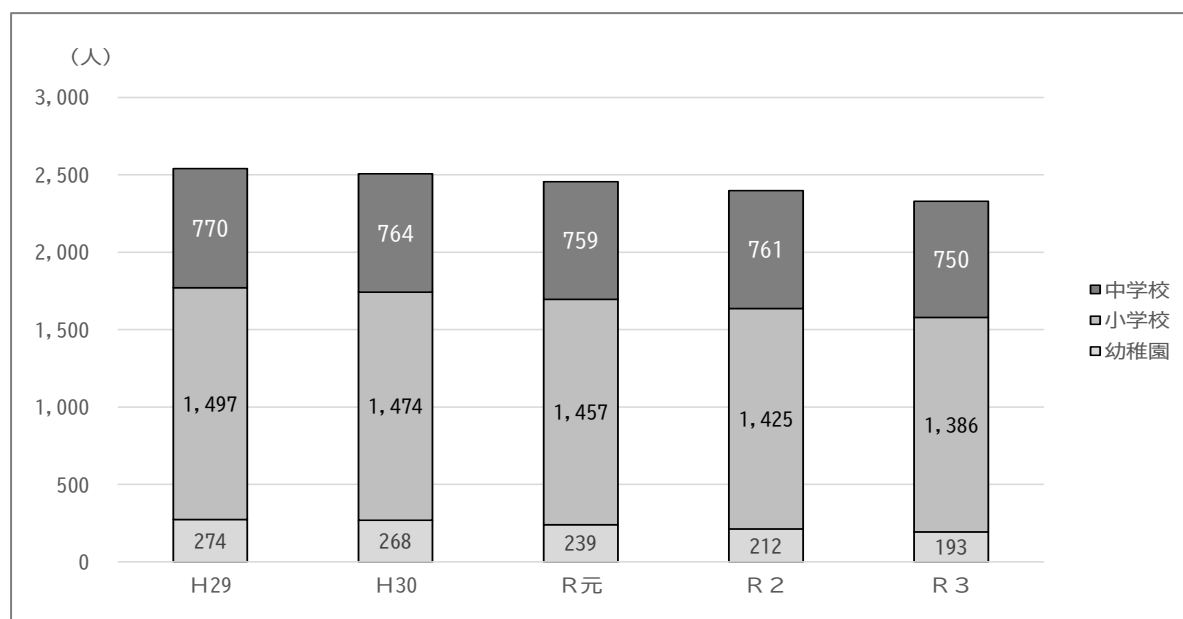
※各年4月1日

資料：行政福祉報告例ほか

② 在籍園児・児童・生徒数の推移

市の在籍園児数、小学校及び中学校の生徒数は、平成29年以降において総じて減少傾向にあります。幼稚園児の減少が顕著です。

◇ 在籍園児・児童・生徒数の推移 ◇



※特別支援学級等を含む／各年5月1日

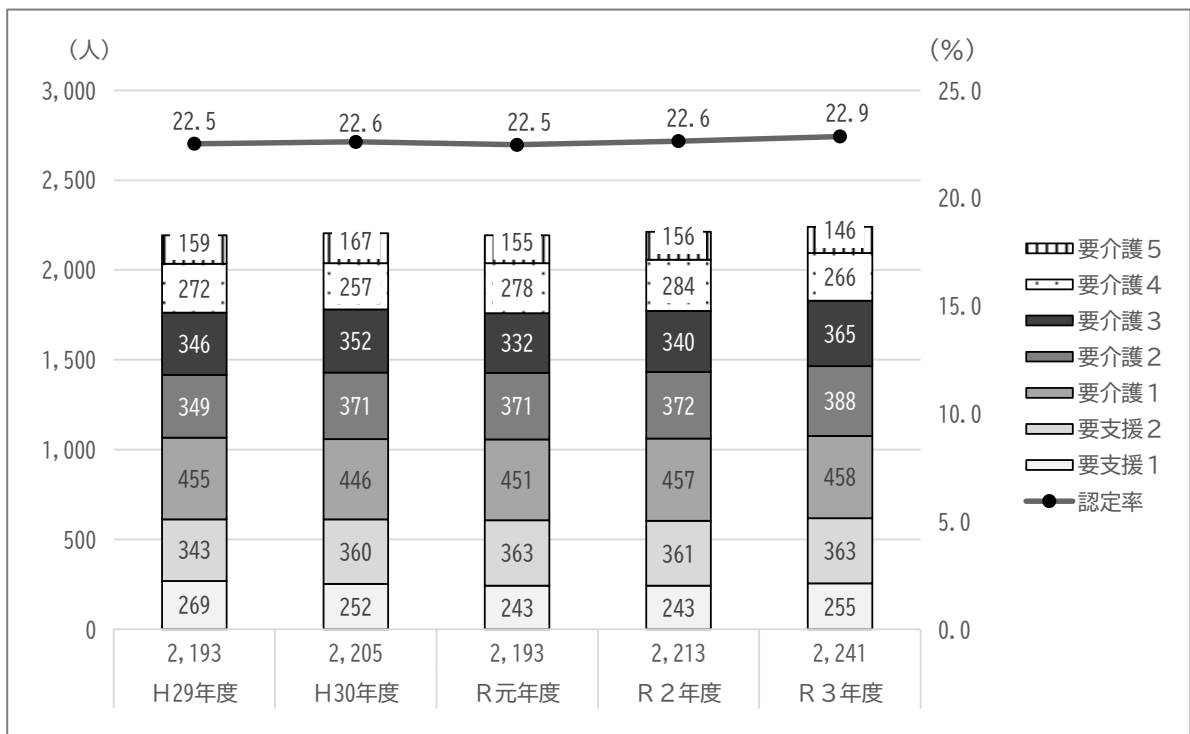
資料：教育総務課

(2) 要介護等認定状況

介護保険における要介護・要支援認定者数の推移をみると、平成29年度以降において総じて増加傾向で推移していますが、要介護度別でみると、要支援1、要介護5については平成29年度末時点と令和3年度末時点との比較では減少しています。

なお、要介護認定率は22%台となっており、近年では微増ながら増加傾向で推移しています。

◇要介護等認定状況◇



※各年度末

資料：壱岐市介護保険月報（令和3年度は6月30日）

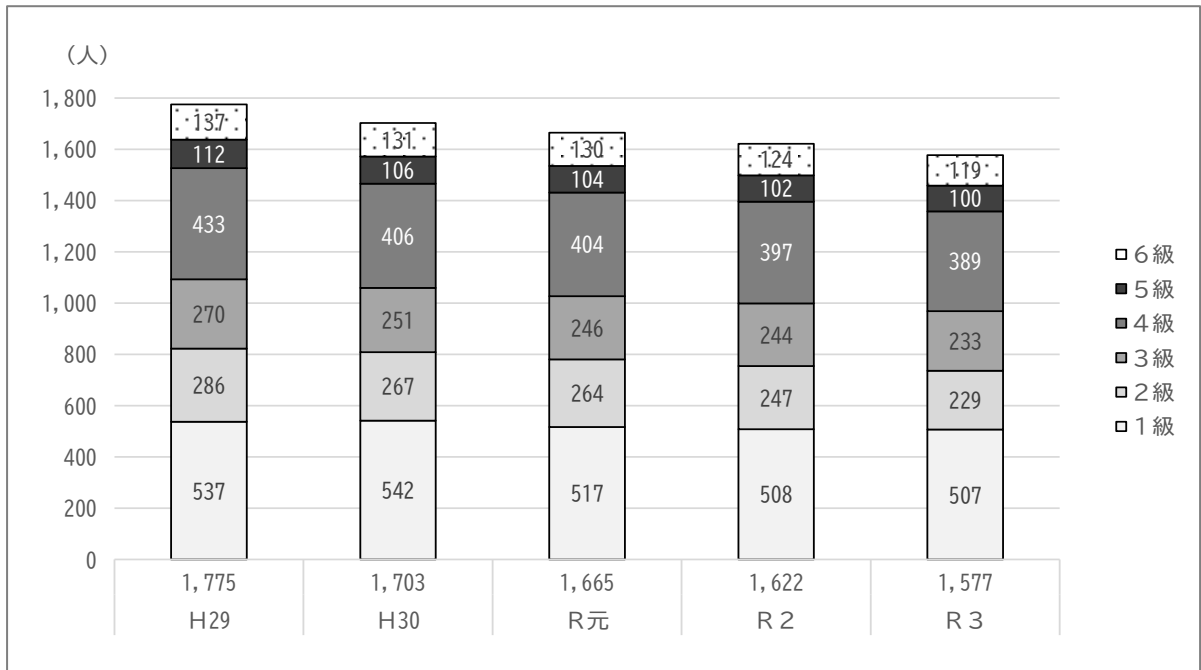
(3) 障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は、平成29年以降において減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、平成29年以降において総じて減少傾向で推移する中、「内部障害」はわずかながらも増加傾向で推移しています。

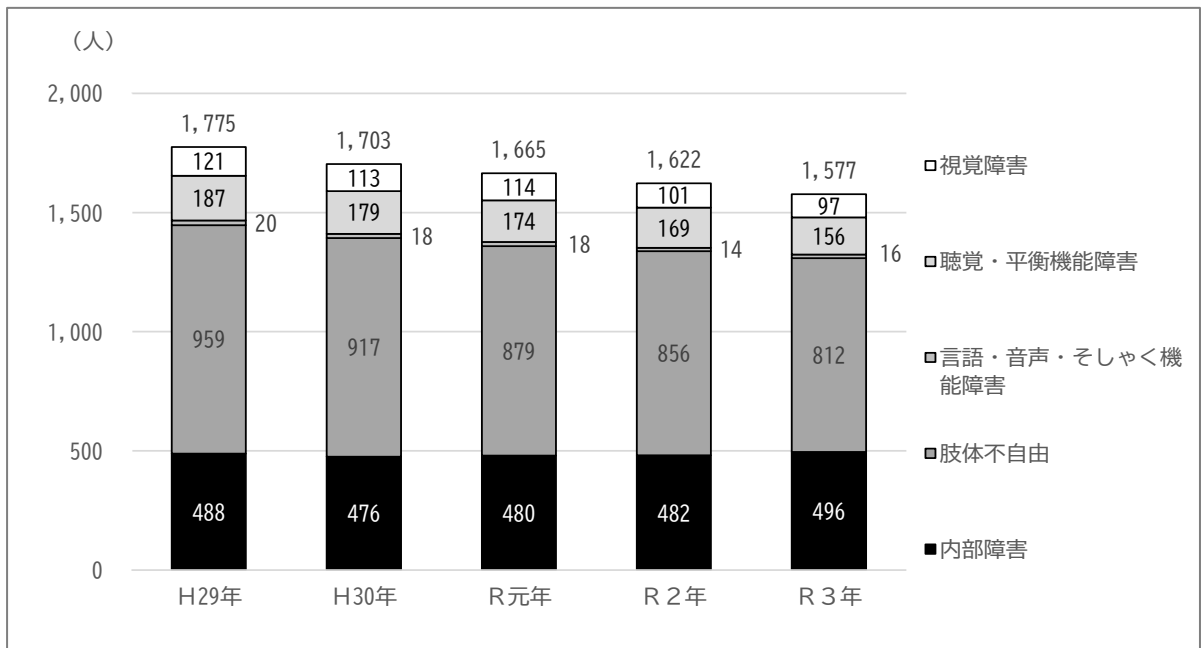
◇身体障害者手帳所持者の推移◇



※各年4月1日

資料：市民福祉課

◇身体障害者手帳所持者（部位別）の推移◇



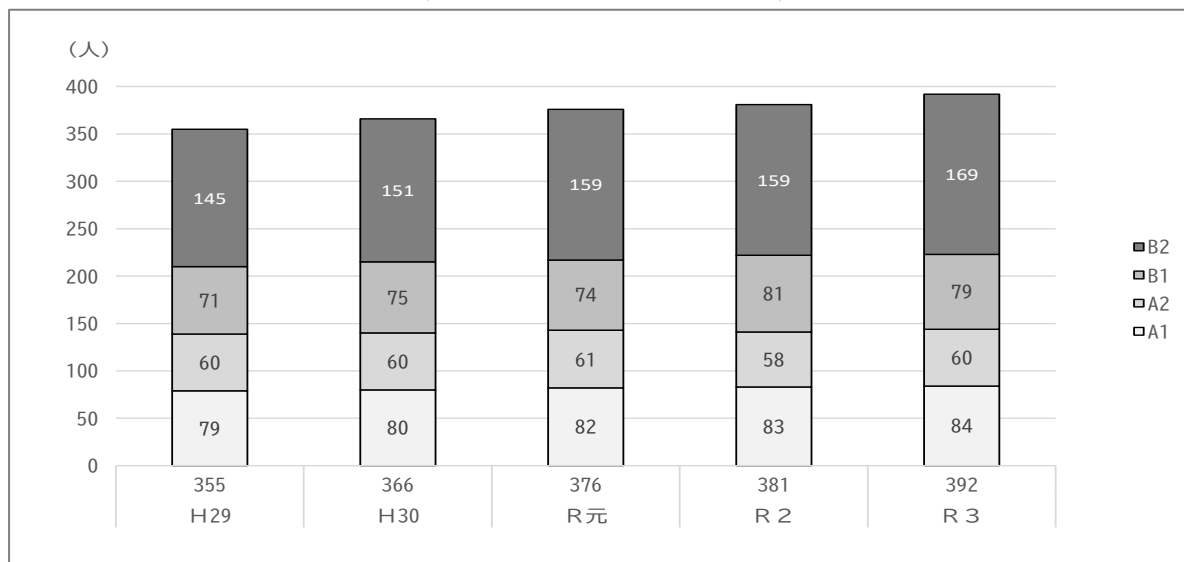
※各年4月1日

資料：市民福祉課

②療育手帳所持者

療育手帳所持者は、平成29年以降において増加傾向で推移しており、特に、B2（軽度）の増加が顕著となっています。

◇療育手帳所持者の推移◇



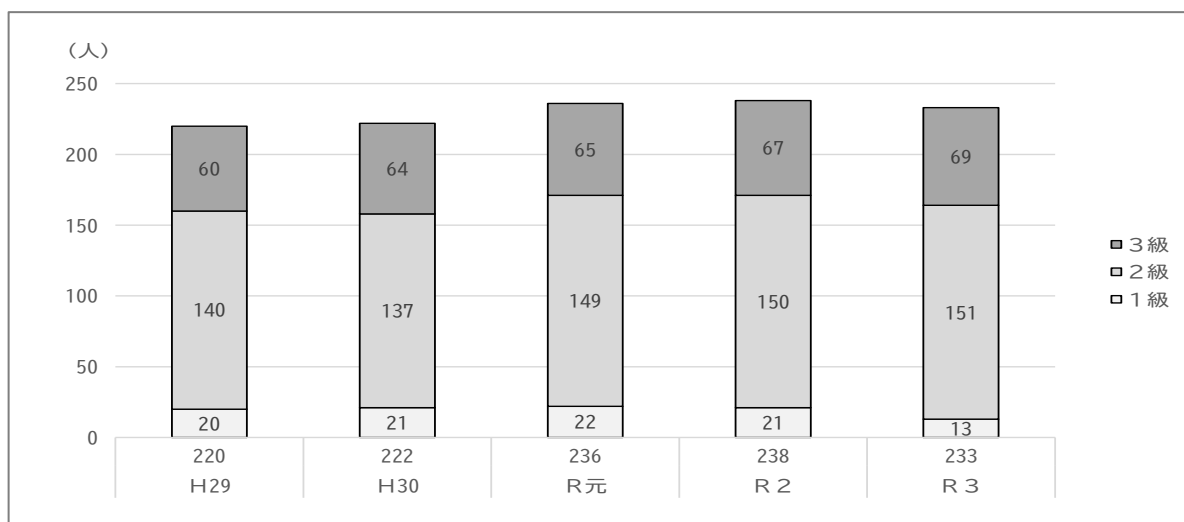
※各年4月1日

資料：市民福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年以降において増加傾向で推移していましたが、令和3年に減少に転じています。等級別で見ると、2級、3級が増加傾向、1級が減少傾向となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の推移◇



※各年4月1日

資料：市民福祉課

(4) 地域福祉の状況

①民生委員・児童委員の状況

地区別の民生委員・児童委員は、地区別世帯数の構成比に近い配置となっており、主任児童委員数は各地区に2名が配置されています。

◇地区別民生委員・児童委員、主任児童委員数◇

(人)

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	計
郷ノ浦地区	30	2	32
勝本地区	19	2	21
芦辺地区	23	2	25
石田地区	15	2	17
合計	87	8	95

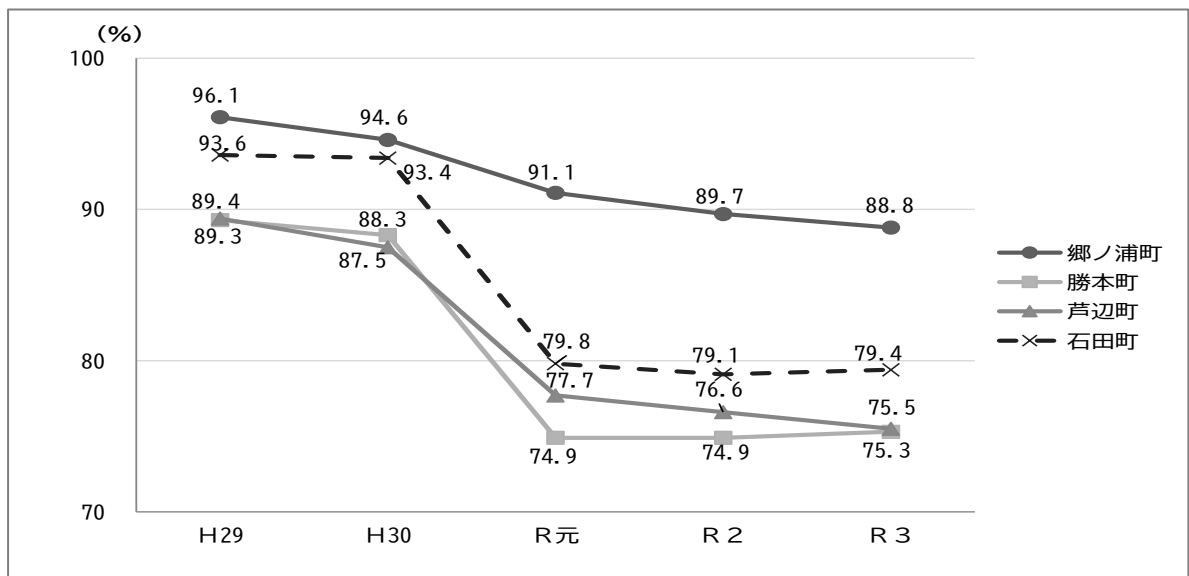
※4月1日

資料：市民福祉課

②地区別自治公民館加入率の推移

自治公民館の加入率を地区別で見ると、総じて減少傾向で推移しており、加入率の高い郷ノ浦町と、加入率の低い勝本町、芦辺町では13ポイント程度の開きがあり、地域差は拡大の傾向にあります。

◇地区別自治公民館加入率の推移◇



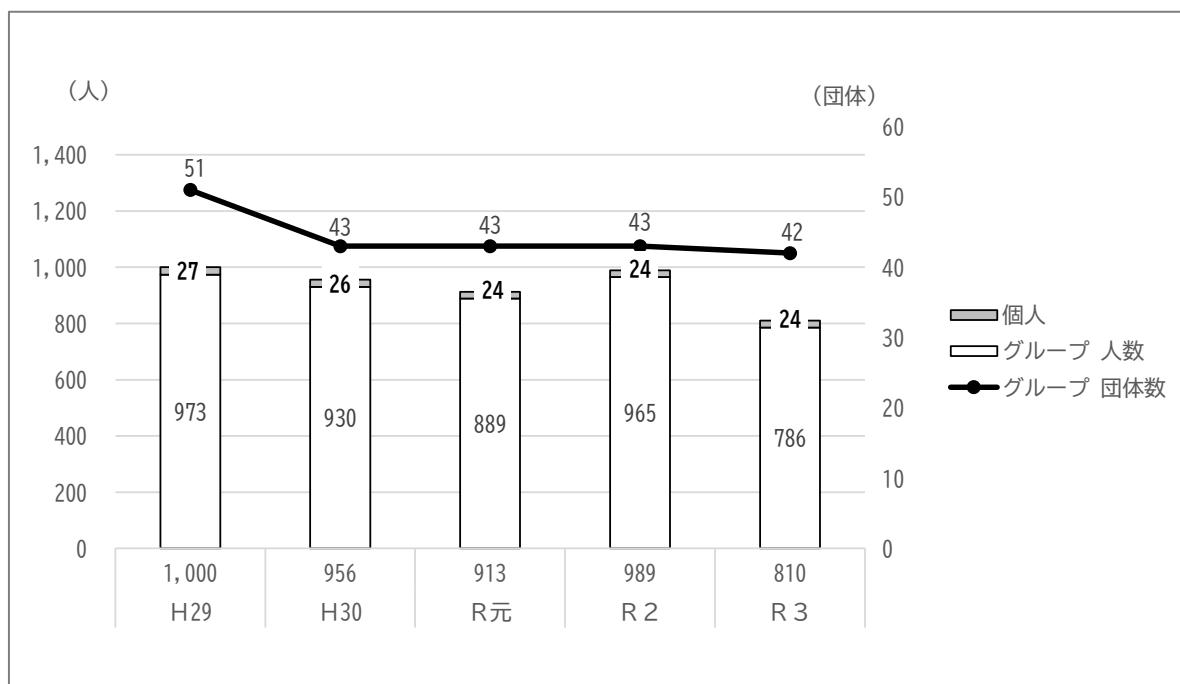
※各年5月1日

資料：政策企画課

③ボランティア団体等の状況

市のボランティアの活動状況は、令和2年にグループ人数が大きく増加しましたが、個人、グループ団体数ともに、概ね現状維持となっています。

◇ボランティア団体等の状況◇



※各年4月1日

資料：壱岐市社協ボランティア団体登録状況より

(5) 高齢者福祉の状況

①シルバー人材センター登録者数

シルバー人材センターの登録者数は、平成28年度以降において減少傾向で推移しています。

◇シルバー人材センター登録者数◇

(人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
登録者数	268	251	197	196	193

※各年度末

資料：定時総会議案書

②地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は、平成28年以降において総じて減少傾向で推移しています。内訳をみると、訪問、来所の件数が減少する中、電話の件数が増加しています。

◇地域包括支援センター相談件数◇

(件)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
訪問	983	969	905	623	470
来所	189	190	199	95	72
電話	517	478	476	532	602
計	1,689	1,637	1,580	1,250	1,144

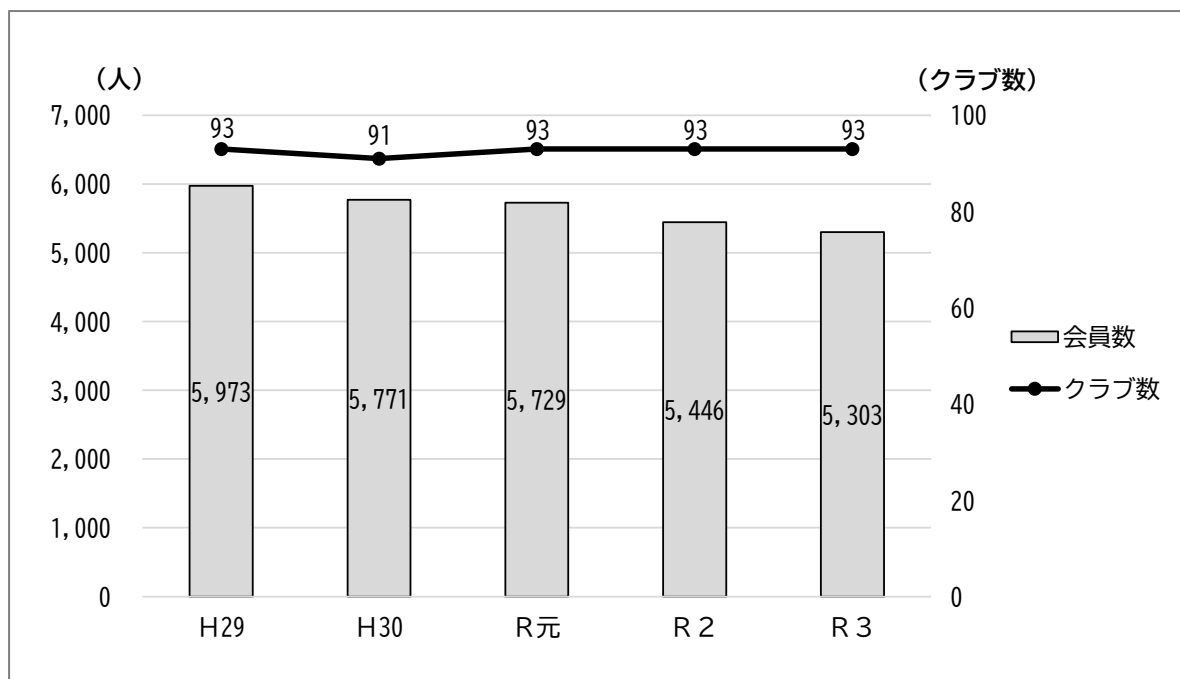
※各年度末

資料：ほのぼのからのデータ

③老人クラブ会員数の推移

老人クラブ数と会員数の状況は、平成29年以降においてクラブ数は概ね現状維持ですが、会員数は減少傾向で推移しています。

◇老人クラブ会員数の推移◇



※各年4月1日

資料：単位老人クラブ会員報告

(6) 家庭児童相談件数

子どもや子育てに関する相談内容をみると、平成29年以降において養護や育成が多く、合計の件数については、令和元年の53件をピークに減少傾向にあります。

◇家庭児童相談◇

(件)

相談内容		H29	H30	R元	R 2	R 3
養護	虐待	15	11	20	12	4
	その他	6	9	7	7	2
保健		0	0	0	0	0
障がい		0	0	0	0	0
非行	ぐ犯	0	1	0	3	0
	触法行為等	0	0	1	0	0
育成	性格行動	6	3	14	6	1
	不登校	0	0	5	0	1
	適性	0	0	1	0	0
	育児しつけ	0	0	3	4	3
その他		0	0	2	5	0
合計		27	24	53	37	11

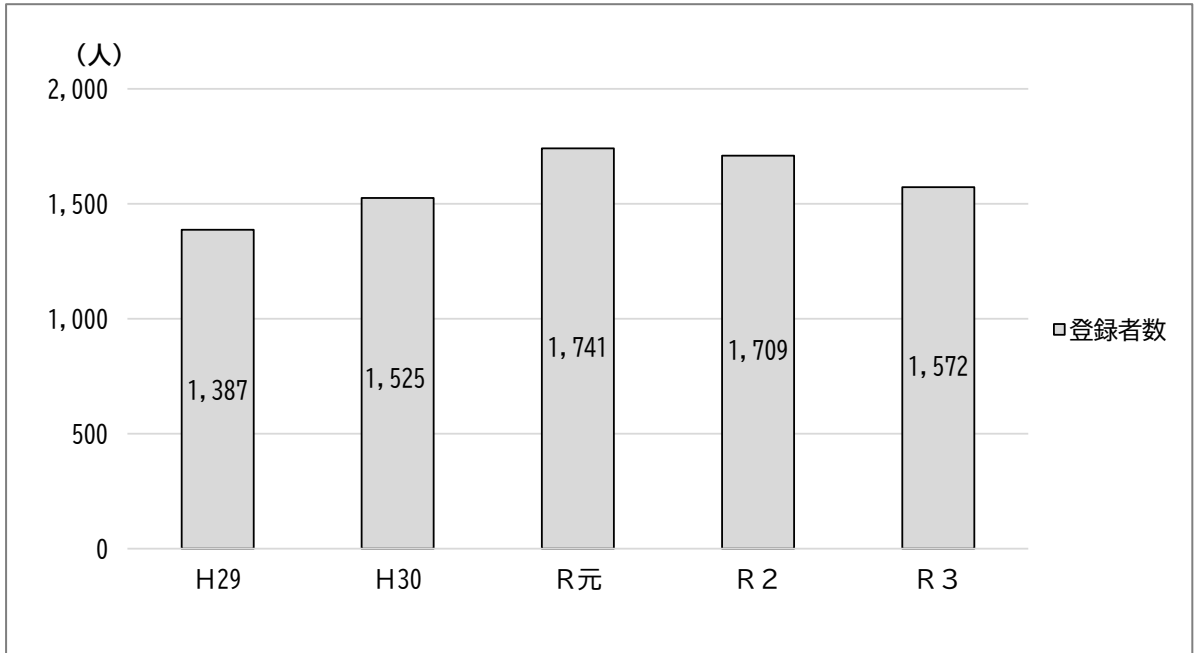
※各年4月1日

資料：行政福祉報告例

(7) 避難行動要支援者登録の状況

市における避難行動要支援者登録者数は、平成29年以降において増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じています。

◇避難行動要支援者登録の状況◇



※各年4月1日

資料：避難行動要支援者台帳

(8) 交流の場の状況

本市における高齢者が交流できる場として、高齢者サロンが62か所あります。(R3年4月1日時点)

◇小学校区別高齢者サロンの状況◇

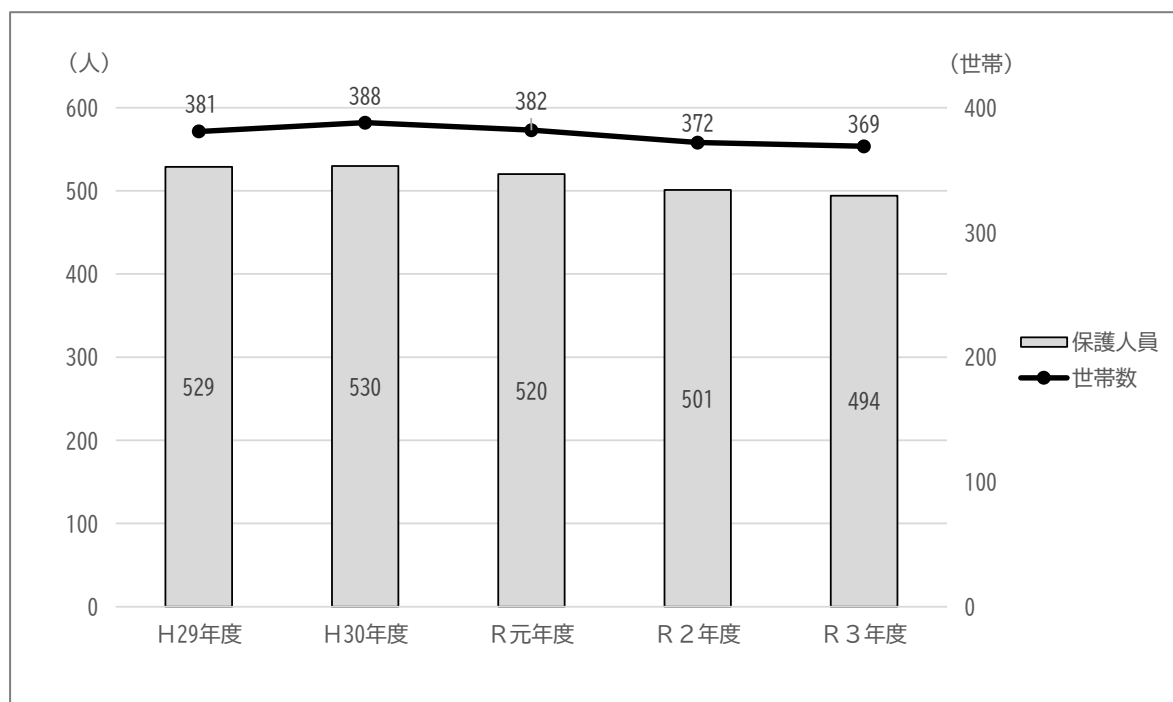
小学校区	箇所	小学校区	箇所	小学校区	箇所	
盈科小学校区	10	鯨伏小学校区	3	那賀小学校区	3	
柳田小学校区	2	勝本小学校区	9	田河小学校区	5	
沼津小学校区	3	霞翠小学校区	4	八幡小学校区	1	
志原小学校区	4	箱崎小学校区	6	石田小学校区	6	
初山小学校区	1	瀬戸小学校区	3	筒城小学校区	2	
					合計	62

3. 支援等を要する人の状況

(1) 生活保護の状況

市における生活保護人員及び世帯数ともに、それまでの増加傾向から、令和元年度に減少に転じて以降、減少傾向で推移しています。

◇生活保護の状況◇



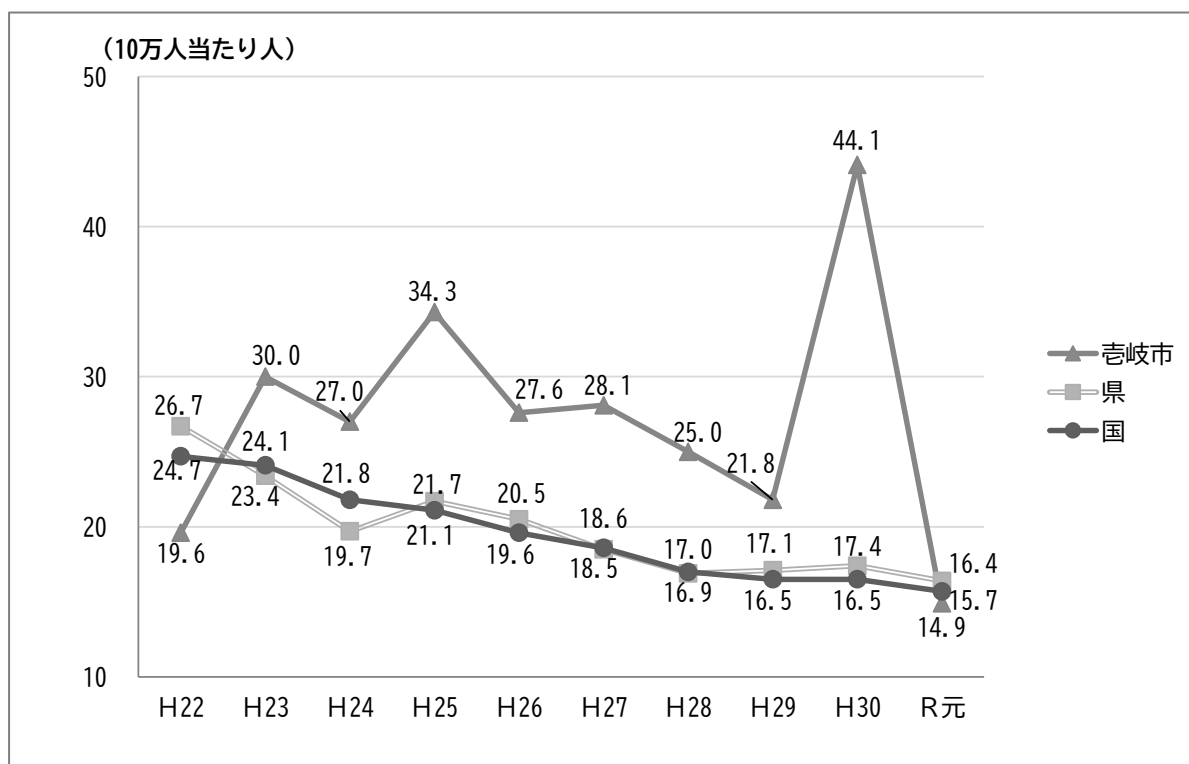
※各年度月平均（R3年度は4月速報値）

資料：長崎県生活保護速報

(2) 自殺死亡率の推移

本市における自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は年によって大きな変動がありますが、国や県を上回る年が多くなっています。

◇自殺死亡率の推移◇



資料：地域自殺実態プロファイル 2020

第2節 アンケート結果

1. アンケート結果の概要

アンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

(1) 地域での生活について

《市の暮らしやすさについて》

- 「暮らしやすい」は8割弱を占める。(一般市民)
- 「暮らしやすい」は8割強を占める。(中高生)



《近所の人とのつきあい方について》

- 「立ち話や情報の交換をする」が4割強を占める。(一般市民)
- 「あいさつ程度」が6割弱を占める。(中高生)



《今後近所とのかかわりをどのようにしたいか》

- 「ある程度は親しくしたい」が7割強を占める。(一般市民)
- 「ある程度は親しくしたい」が7割弱を占める。(中高生)



《地域の中での問題点、不足していると思うもの》

- 「身近な交通手段がない」が第1位。(一般市民)
- 「地域での交流機会が少ない」が第1位。(中高生)



《日頃の生活で感じている悩みや不安》

- 「自分や家族の老後のこと」及び「自分や家族の健康のこと」が2大懸念。(一般市民)
- 「自分の将来のこと」が他を引き離して第1位。(中高生)



《困ったときに相談する相手先》

- 「家族・親族」が他を引き離して第1位。(一般市民)
- 「友人・知人」が他を引き離して第1位。(中高生)



◀必要な福祉サービス情報を十分入手できているか▶

- 「ある程度入手できている」が4割弱を占める。(一般市民)



◀地域の福祉課題（高齢者の見守り、子どもへの虐待など）への関心の程度▶

- “関心がある”が約8割を占める。(一般市民)
- “関心がある”が8割弱を占める。(中高生)



◀住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性▶

- “必要だと思う”が約9割を占める。(一般市民)
- “必要だと思う”が9割強を占める。(中高生)



◀福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先▶

- 「広報」が他を引き離して第1位。(一般市民)



◀住んでいる地域の暮らしについて▶

- 満足度が低いのは、「交通機関などの便利さ」、高いのは、「近隣との付き合い」。
- 「地域の防災・防犯体制」の満足度は4割台半ばにとどまる。(一般市民)

(2) 地域活動・ボランティア活動について

◀地域の行事や活動などへの参加状況▶

- 「機会があれば参加・協力している」が4割強を占める。(一般市民)
- 「機会があれば参加・協力している」が5割弱を占める。(中高生)



◀参加している地域の行事や活動▶

- 「自治公民館・浦会活動」及び「公民館活動」が主な参加内容。(一般市民)
- 「ボランティア活動」が他を引き離して第1位。(中高生)



◀地域の活動や行事の活発化のために大切なこと▶

- 「住民同士が今以上に助け合える関係をつくる」が第1位。(一般市民)
- 「住民同士が今以上に助け合える関係をつくる」及び「あいさつができる顔見知りの関係を広げる」が2大要素。(中高生)



◀ ボランティア活動への参加状況 ▶

- 「したことがない」が5割強を占める。(一般市民)
- 「過去に行っていた」が約5割を占める。(中高生)



◀ ボランティア活動に参加したきっかけ ▶

- 「周囲からのお誘い」が5割台半ばを占める。(一般市民)
- 「学校関係のボランティア活動に参加」が5割強を占める。(中高生)

(3) 災害時の対応について

◀ 災害発生時に一人で避難できるか ▶

- 「できる」が8割弱を占める。(一般市民)
- 「できる」が約6割を占める。(中高生)



◀ 災害に対して行っている備え ▶

- 「特に何もしていない」が他を引き離して第1位。(一般市民)
- 「水や食料などの非常食の備蓄」が他を引き離して第1位。(中高生)

(4) 権利擁護について

◀ 成年後見制度について ▶

- 「制度の存在は知っているが内容は知らない」が約5割を占める。(一般市民)

(5) 福祉全般について

◀ 安心して暮らせる地域づくりのために重要なこと ▶

- 「隣近所などによる日常の見守りなどの支援」が第1位。(一般市民)
- 「安心して子育てできる子育て環境の充実」が他を引き離して第1位。(中高生)

第3節 本市における地域福祉に関する主要課題

1. 統計データ、各種調査からの把握

統計データや第2次壱岐市地域福祉計画の検証(以下「第2次計画検証」という。)、アンケート調査、関係団体等調査の結果から把握される、本市における地域福祉に関する主要課題は以下のとおりです。

(1) 複雑化・複合化する課題に対応可能な分野横断的な連携の必要性

世界に類をみない急速な少子高齢化社会が進行する日本において、家庭や地域、職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

本市においても、総人口は減少傾向で推移するとともに、高齢化が進んでおり、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、自治公民館加入率の低下による地域住民同士のつながりの希薄化、地域における担い手の不足や高齢化といった状況がみられ、家庭や地域で支え合い、助け合う力の低下がみられます。

また、これらに伴い、ダブルケアやひきこもり、ヤングケアラー²など、複合的な課題や制度の狭間で発生する問題なども出てきているほか、見守り活動の促進や就労の支援、住まいの支援、権利擁護の推進など、各福祉分野で共通して取り組むべき課題も山積しています。

第2次計画検証では、基本目標「1 “SOS”を発見し「安心」を形にする」の中で、「(1) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実」、「(3) “SOS”の声が他者に届きにくい人への支援」の進捗が7割台半ばにとどまっており、引き続き、相談体制やアウトリーチ³による支援を充実する必要があります。

これからの地域福祉は、上記のような新たな課題等を十分に踏まえ、地域資源を活かしながら、分野を超えた連携により横断的に取り組む体制を整備し、総合的な相談窓口の設置も視野に入れつつ、支援機能の強化を図っていく必要があります。

² 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

³ 援助が必要であるものの、自発的に申し出をしないあるいはできない人々に対して、手を差しのべること。

(2) 地域の課題は地域で解決するための人材の確保と仕組みづくり

少子高齢化等の社会環境では、行政の対応すべき範囲が拡大する一方で、厳しい財政状況などにより行政で対応できる範囲に限界が生じており、従来の行政のやり方だけでは対応できない領域が生じてきています。地域コミュニティの希薄化については近年、特に懸念されているところですが、地域が抱える課題に対応するためには、地域課題の解決に、地域住民がその担い手として参画していくことが不可欠です。

それぞれの地域が抱える課題は把握できつつありますが、その課題を解決するための人材等が不足しているという現実があります。支援を必要とする方々に必要な支援が行われるように、地域住民が自ら課題解決するための力を培い、周囲はこれらの取組を支え、地域力の強化と制度の狭間の課題解決に向けた取組をすることが不可欠となっています。

アンケート結果をみると、地域の福祉課題への関心の程度について、一般市民では約8割、中高生では8割弱が“関心がある”と回答しています。

一方で、地域の行事や活動などへの参加状況について、「進んで参加・協力している」との回答は、一般市民では16.6%、中高生では2.9%にとどまり、低下傾向にあります。

第2次計画検証では、基本目標「3 「地域福祉力」を高める」の中で、青少年のボランティア活動の推進、高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進といった多様性のあるボランティア人材の育成が課題となっています。

関係団体等調査では、構成メンバーの高齢化に伴い、存続が困難な団体がある一方で、地域のニーズを把握しきれていないことから活力を十分に発揮できていない団体もみられます。また、団体間の連携を求める意見が複数みられており、各種団体が交流することによって、相互の活性化につながることを期待されます。

地域力の強化に向け、住民一人ひとりが、地域課題は自らが中心となって解決するといった当事者意識を醸成する環境を育み、地域活動を担う人材を育成するとともに、地域一体となって取り組むための仕組みづくりを一層強化していく必要があります。

(3) 安全・安心を確保した環境づくり

近年、全国的に大規模な自然災害が頻発しているほか、高齢者が被害者等になる事件や事故が多発しています。また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待も表面化してきており、安全・安心に対する住民の意識はこれまで以上に高まってきています。

防災や防犯は日常的な取組が重要であることから、防災訓練や青色防犯パトロールなどの地域活動を通じ、被災時の備えや犯罪の未然防止に努めることが必要です。

権利擁護に目を向けると、虐待や認知症高齢者に関する報道を頻繁に見聞きする昨今において、高齢者や障がい者などの権利擁護は、一層重要性を増してきています。

アンケートでは、住んでいる地域の暮らしについて、一般市民では、3割弱が地域の防災・防犯体制に“不満”と回答しています。

また、安心して暮らせる地域づくりのために重要なこととして、「隣近所などによる日常の見守りなどの支援」が第1位にあげられていることから、高齢者や障がいのある人、子育てをする人など誰もが、安全・安心して暮らせるよう、地域で見守る体制づくりが必要です。

高齢者等に対する権利擁護に関しては、アンケートにおいて成年後見制度を約5割が「制度の存在は知っているが内容は知らない」と回答しているほか、市町村においても、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して市町村利用促進計画を策定する必要が生じていることから、各種制度の周知や人権についての啓発を図るなど、高齢者等の尊厳が守られ、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念・基本目標

1. 基本理念

基本理念は長期にわたって、市民を含め市全体で共有すべき将来のあるべき姿であり、本計画（第3次）においても、「すべての人のそれぞれの生き方や侵すことのできない人間としての尊厳を日常生活の中で思いやり、個人の尊厳と基本的人権を尊重しながらともに支え合い、助け合う地域社会を構築する」という地域福祉の基本的考え方に変化はありません。なお、総合計画の基本理念を鑑み、第2次計画の基本理念である「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を踏襲しつつ、「誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」とすることにします。

2. 計画の基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標に沿って各種の施策を推進します。

①安全・安心を確保する

他人事を「我が事」に変える働きかけを行い、市民生活の中で抱える、複雑化・複合化する課題に対応すべく、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくり、必要な支援を必要なときに受けられる相談支援体制等が充実したまちづくりを目指します。

②自立した暮らしを支える

市民誰もが、可能な限り住みなれた地域で、お互いが尊重し合いながら、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしを実現できるまちづくりを目指します。

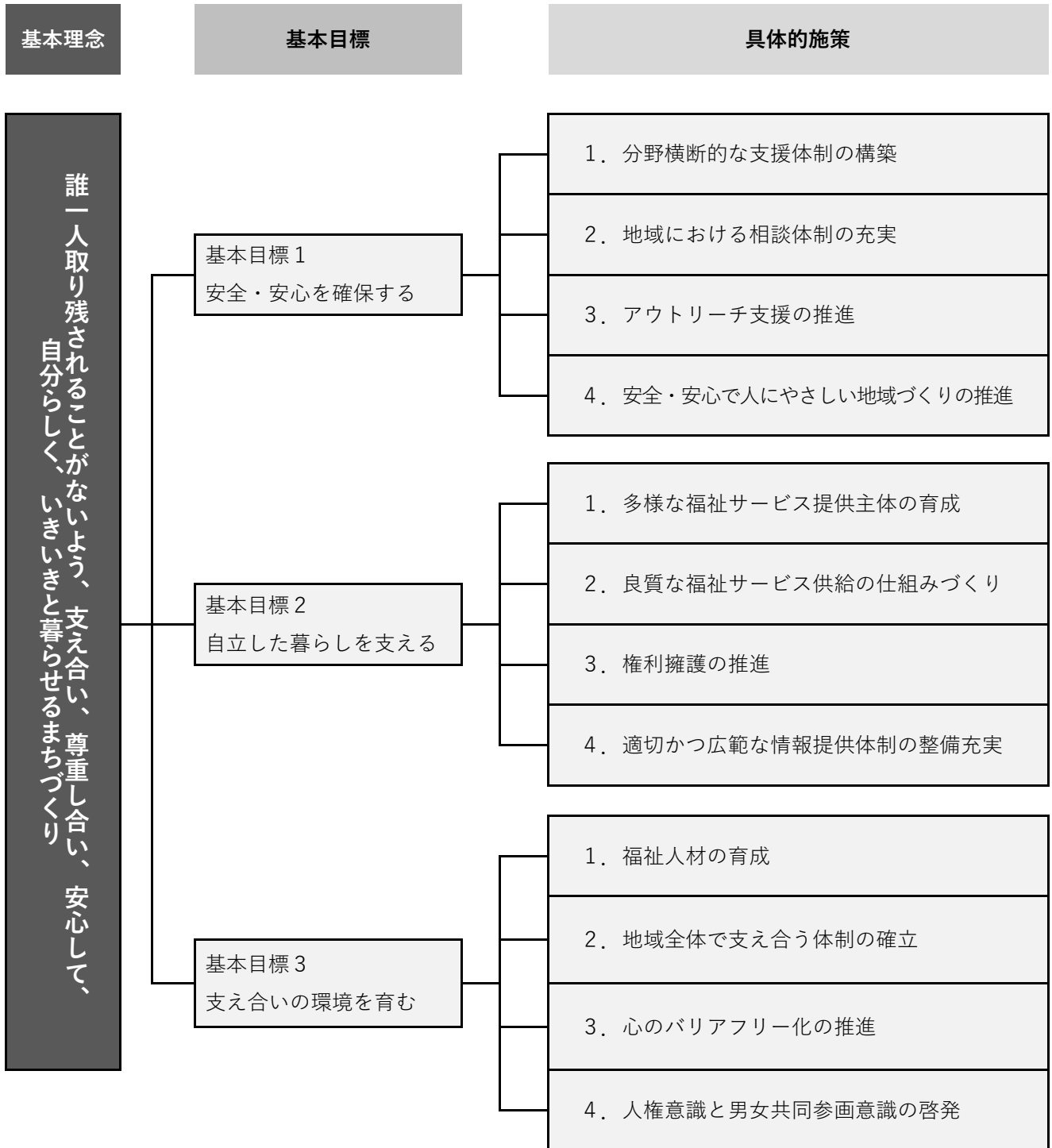
③支え合いの環境を育む

地域の福祉課題解決に向け、住民一人ひとりが地域を支える一員としての意識を持ち、市民の誰もが主体的に社会参加でき、住民同士が支え合い、行政や事業者等を協働しながら地域福祉の推進に取り組めるまちづくりを目指します。

3. 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

■施策体系■



第4章 地域福祉推進のための施策の方向

基本目標1 安全・安心を確保する

1. 分野横断的な支援体制の構築

【現状・課題】

本市における庁内相談窓口としては、市民福祉課や各支所窓口等で広く窓口を設け対応しており、高齢者を支える地域包括支援センターにおいては、社会福祉協議会との間で事例検討や意見交換等を定期的を実施しています。また、子育てに関する相談については、相談関係者のスキルアップを図るとともに、健康増進課内に設置している子育て世代包括支援センターの「総合相談窓口」や壱岐こどもセンター等の相談窓口において対応しています。

また、全国や県と比較し高い状態で推移している自殺への対策として、『壱岐市いのち支える自殺対策計画』を市役所内横断的に策定し、関係機関とも連携しながら自殺対策を推進しています。

障がい者の相談は、壱岐障害者地域活動支援センターにおいて対応しており、障がい児等の相談支援を行うなど、障がいのある方々を支えています。

また、民間機関・施設等においては、各事業所に相談窓口を置き、相談体制を整えています。

さらに、地域ケアマネジメント体制については、多職種間協議で個別ケースごとの支援内容の検討や、地域ケア推進会議の定期的な開催等を行っています。

市民へのアンケート調査結果において、日頃の生活で感じている悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」と「自分や家族の健康のこと」が上位にあげられており、以下「収入など経済的なこと」、「介護に関すること」、「子どもの教育や将来のこと」などが続き、悩みや不安の内容は多様となっています。また、困ったときに相談する相手先としては、「家族・親族」が他を引き離して第1位となっており、高齢化や核家族化が進行すると見込まれる本市において、相談先の充実は引き続き重要な課題となります。

本市では、地域課題を解決すべく自治公民館や各種団体で構成する地域住民による自発的な組織であるまちづくり協議会について、島内18小学校校区にて設立を目指しています。

家族・地域社会の変化に伴い複雑化・多様化する地域課題に対応するためにも、市の相談窓口や地域包括支援センター、医療機関等の専門窓口、社会福祉協議会等とまちづくり協議会など地域の身近な相談窓口とが連携し、適切なサービスを調整しながら提供していくよう、高齢者、障がい者、児童など分野を超え総合的に支援

する体制を構築するとともに、対応する相談員等の専門性の育成が必要です。加えて、生活困窮者、居住に課題を抱える者、就労に困難を抱える者などに対する、分野横断的な支援と福祉サービス等の展開を図る必要があります。

【具体的施策】

庁内相談窓口の充実と関係部署の連携強化

- 高齢者や障がい者等市民の誰もが気軽に相談を受けられ、多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、今後も継続して庁内部署や関係機関との連携強化に努め、相談内容への的確な対応を図っていきます。

専門機関における相談窓口の充実

- 高齢者を対象に、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う地域包括支援センターの相談体制の充実に努めます。
- 障がいのある人に対する相談窓口である障害者地域活動支援センターの相談機能について引き続き充実に努めます。
- 子育てに関する相談については、吉崎市子育て世代包括支援センター等の相談窓口の周知を含む機能の充実に努めるとともに、相談体制の充実のため、対応する相談員の質の向上や関係機関との連携強化等に努めます。

民間機関・施設等の相談体制の充実

- 市民にとって身近な相談の場である社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実に努めます。

地域ケアマネジメント体制の充実

- 関係者による情報交換の機会等による関係機関との連携強化により、高齢者や障がい者あるいは子育て等、各分野にわたる相談支援やサービス調整の機能を集約する体制の一層の充実に努めます。

重層的支援体制整備事業

- 市全体で「属性（分野）を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制の充実に努めます。

まちづくり協議会の設立の推進

- 地域の課題解決のため、また、安心していつまでも住み続けられるまちづくりを行うため、地域住民の方々をはじめ、自治公民館や各種団体で構成するまちづくり協議会の設立を推進します。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	◆「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。
隣近所 (互助)	◆近所で福祉の支えが必要と考えられる人や相談先がわからない人に対して、相談窓口を教え合います。
地域や組織 (共助)	◆地域の各種相談員や各種ボランティアグループ等の組織力を活かし、問題を抱える人が気軽に相談できる環境づくりや地域として問題を早期に発見し、専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めます。 ◆民間の社会福祉法人や事業者では、職員の資質向上を図って相談体制の充実に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。
市 (公助)	【全庁】 ◆職員の資質向上や総合相談体制の整備等、市民が気軽に何でも相談できる体制づくりに努めます。 【市民福祉課・こども家庭課・保険課・健康増進課・SDGs未来課】 ◆社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し適切な支援ができる体制を整えます。 ◆関係機関等と連携しながら、多様な媒体を活用して、市民が必要とする市の福祉サービスや福祉活動などの情報提供を行います。

2. 地域における相談体制の充実

【現状・課題】

地域での相談窓口としての民生委員・児童委員については、研修会への積極的な参加要請を行っているほか、家庭相談員及び母子・父子自立支援員の相談業務に必要な研修を受講するなど、各種相談員の資質向上に努めています。

また、地域での見守り活動として、地域の要支援者の把握と見守り活動等を実施した市内自治公民館に対し、交付金を交付する制度を設けているほか、現在39事業所と地域見守り事業の協定を締結しています。

中高生へのアンケート調査結果において、安心して暮らせる地域づくりのために重要なことについては、「人が集まり気軽に相談できる場の充実」が第2位にあげられており、地域における人と人とのつながりが希薄になっていく中であって、身近な場所で相談できることが求められていることがうかがえます。

今後は、民生委員・児童委員をはじめ各種関係団体やボランティア、地域住民が連携し、必要な支援につないでいく、地域における身近な相談体制のさらなる充実に努めていくことが重要です。

【具体的施策】

各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- 各種研修会の実施や参加により、民生委員・児童委員及び各種相談員の資質向上を図り、相談活動の充実に努めます。

地域での見守りネットワークづくり

- 地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関・団体との連携により見守り活動・訪問活動の充実を図ります。
- 地域安心見守り事業の充実を図ります。

【行動指針】

それぞれの役割

自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や相談員に相談します。 ◆日頃から周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにします。 ◆地域の一員としてコミュニティ活動に積極的に参加します。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での支え合い活動等について回覧等で周知します。 ◆高齢者のごみ捨て等を近所の人達で協力して行います。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での支え合い活動等について関係団体等との情報共有を図ります。 ◆民生委員・児童委員による悩み相談を継続します。 ◆地域の市民や各種ボランティア組織等がお互い連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。
市 (公助)	<p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。 <p>【市民福祉課・こども家庭課・保険課・政策企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域での支え合い活動等周知のための具体施策等を検討します。

3. アウトリーチ支援の推進

【現状・課題】

全国的に高齢者や児童への虐待が大きな社会問題となって久しいところですが、依然として、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。また、不登校、閉じこもり等、さまざまなケースに合わせた支援が必要とされているほか、子どもの貧困も含め、生活困窮についての問題も生じています。

本市では、妊娠届け出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等においてアセスメントや問診で子ども等への虐待リスクの把握に努めているほか、高齢者虐待の早期発見対応窓口として社会福祉協議会へ相談窓口委託しているなど、関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止に努めています。

また、生活困窮者に対する支援としては、多様で複雑な相談にも対応し、自立の支援につなげています。

さらに、女性への人権侵害に関する相談については、母子・父子自立支援員が相談窓口として対応しており、DV⁴被害者の安全確保のため、警察や一時保護施設との連携強化を図っています。

今後は、これらの表面化しにくい問題や制度の狭間の問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等との連携による一層の取組が求められています。

具体的には、閉じこもり防止のため、さらに地域との交流の機会を増やしていくことも必要です。また、虐待防止ネットワークの構築を目指し、関係機関との情報共有と連携強化を図る等、引き続き継続的に取り組んでいくことが必要です。

DVについては、市内のみならず、市外からの転入者等に対するDV被害の相談対応も必要です。

【具体的施策】

閉じこもりを防ぐための支援

- 高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。
- 育児による孤立化を防ぐため、壱岐市子育て世代包括支援センター等の相談窓口の周知及び子育てサークル等の活動への支援、育児ボランティア等の育成及び関係機関との連携強化に努めます。

⁴ ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力をいう。

虐待防止ネットワークの確立

- 高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークの確立を目指し虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の共有や関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります。
- 保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実に努めます。

女性への人権侵害に関する相談の充実

- DV等の人権侵害については、母子・父子自立支援員が相談窓口として対応しています。今後とも関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、警察や一時保護施設等との連携強化を図ります。

生活困窮者に対する支援

- 生活困窮者等自立支援事業による「壱岐市生活相談支援センター」の活動強化と相談体制の充実に努めます。
- 多様で複合的な要因が原因で困窮されている人に対しての相談に応じたり、経済的にも社会的にも自立できる環境づくりに努めます。

【行動指針】

それぞれの役割

自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心掛けます。 ◆日頃から近所の人とお互いに声掛けをするよう心掛けます。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合います。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の中に身近に相談できる人を置き、身近な支援に努めます。 ◆制度の狭間に陥ることのないよう、地域での情報交換の機会を積極的に活用するよう心掛けます。 ◆人権に関する地域での学習の場を充実します。
市 (公助)	<p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会的な孤立を防ぐための環境づくりのため、地域との連携を図り、全市民的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりに努めます。 <p>【市民福祉課・こども家庭課・保険課・健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各種福祉制度や人権等に関わる情報等をわかりやすく提供していきます。

4. 安全・安心で人にやさしい地域づくりの推進

【現状・課題】

本市の防災対策として、自主防災組織の育成及び支援に努めており、結成率は90%を超えています。また、広報紙等を活用し、防災意識の高揚を図っているほか、福祉関係機関より情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成して、災害時において特に支援が必要な方の把握に努めています。

市民へのアンケート結果によると、「災害への備え」については、市民では5割台半ばが「特に何もしていない」と回答しており、前回のアンケート結果（7割弱）より上昇したものの、市民の災害への備えはまだまだ十分とはいえません。

近年、全国的に頻発する大規模災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっており、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人等何らかの支援を必要とする人などに対し、日頃から災害時や緊急時の避難等の支援体制を備えておくことは重要です。

今後も継続して災害時避難行動要支援者ネットワークの構築や自主防災組織の育成・支援を図っていく等、防災対策への取組が必要です。

防犯に関しては、全国的に犯罪の巧妙化や悪質な犯罪件数が増加傾向にある中、犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者、障がい者に対する防犯対策は特に重要です。

本市では、地域防犯ネットワークの構築の一環として、高齢者が安全で安心して暮らせるよう、警察署との間で高齢社会総合対策ネットワークに関する協定を締結しているほか、地域における防犯パトロール組織の整備のため、自主防災組織や自治公民館、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、防犯体制づくりに努めています。

また、高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の占める割合は高くなること懸念されることから、特に高齢者に対する安全確保と事故防止が求められます。

今後も、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、近隣住民同士の交流や地域での見守りネットワークを通して、安全・安心な地域づくりを進めていく必要があります。

さらに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためにも、防犯啓発に関する取組を行う必要があります。

防災や防犯に加え、日常生活を送るうえで移動手段を確保することは、高齢者や障がい者等にとっては不可欠な条件です。

しかしながら、本市においては公共交通機関の利便性向上が指摘されていることから、交通弱者対策として75歳以上の高齢者のバス利用について100円で乗車できるサービスの実施や障がい者へのタクシー料金の補助等を行っているほか、身体障

がい者本人が利用する自動車の改造に要する費用の一部を助成する支援も行っています。

また、高齢者や障がいのある人が不自由なく外出ができ、積極的に社会参加していくためには、公的な施設のバリアフリー化を進めることは重要です。

さらに、より多くの人々が安全で快適に利用できるよう、今後のまちづくり事業においてユニバーサルデザイン⁵の視点を取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進める必要があります。

【具体的施策】

災害時避難行動要支援者ネットワークの構築

- 自主防災組織・まちづくり協議会及び関係機関等と連携し、災害時における緊急連絡体制を整備する等、防災ネットワークの構築に努めます。
- 避難行動要支援者名簿を適宜更新し、日常的な見守りや支え合い活動等の支援するとともに、個別避難計画を作成し、災害発生時に適切な対応が可能となるよう避難支援体制の充実を図ります。

市民の防災意識の高揚

- 地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・機能強化に努め、避難訓練等の実施を促します。
- 市の広報やケーブルテレビ、ホームページ等を通じ、災害時における避難場所等の周知を図るとともに、防災に対する意識の高揚を図ります。

地域防犯ネットワークの構築

- 防犯に関する講習会等を実施し、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- 高齢者や障がい者等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件等を防ぐため、啓発や相談活動の充実にも努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、地域での安全活動の充実を図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動の展開に努めます。

地域における防犯パトロール組織の整備

- 地域における犯罪を地域住民で防ぐために、自主防災組織や自治公民館、民生委員児童委員協議会等の関係機関の連携により、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体での防犯体制づくりに努めます。

⁵ 年齢や障がいの有無等にかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいう。

防犯啓発に関する取組（壱岐市再犯防止推進計画）

- 長崎県再犯防止推進計画に基づいて、市が行うべき取組を積極的に推進します。
- 犯罪被害者等支援の充実のため、県や他市町と連携のもと、会議・研修会の開催を検討します。
- 犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ、犯罪被害者等の心情について、市民の理解を深めるための啓発活動を検討します。

上記の防犯啓発に関する取組（壱岐市再犯防止推進計画）は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけます。

国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点課題を示しており、本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

交通安全対策の推進

- 「交通安全運動」や「交通安全講座」等を通して交通安全意識の高揚に努めます。

既存施設のバリアフリー化の推進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」等に基づき、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。

快適なまちづくり

- 今後、新たに設置する施設等については、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるまちづくりを進めます。

公共交通機関の充実

- バスの存続・充実を関係機関に求めるとともに、自家用車利用が困難な市民の交通手段の利便性向上に努めます。

交通弱者のための移動支援

- 福祉有償サービス等による地域の交通手段の確保に努めます。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練等の防災・防犯訓練等に積極的に参加するようにします。 ◆日頃から防災・防犯に関する情報に関心を持ち、それを活用し、また、学習機会への参加等を通して、防犯・防災意識を強く持って行動できるようにします。 ◆バリアフリーの趣旨を理解するとともに、公共施設等の利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動します。 ◆更生保護の活動に関心を持ち、更生を後押しします。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平常時においても、近所における支援を必要とする高齢者や障がい者等に対する「見守り」や「声掛け」に努めます。 ◆地域の実情に応じた防災・防犯の地域活動等、コミュニティを通じた自主活動に取り組みます。 ◆近所の支援を必要とする高齢者等の買物については、なるべく近所の人達で支援できるよう話し合います。 ◆更生保護の活動に関心を持ち、見守ります。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での防災訓練、避難誘導訓練等を行い、災害時における避難行動要支援者等の支援体制づくりを進めます。 ◆消防団による防火対策等の戸別訪問を検討します。 ◆交通安全に対する協力体制について関係団体等で検討します。 ◆バリアフリーのまちづくりを全市的に推進できるよう、そのために地域としてできることを考え、行動していきます。 ◆「社会を明るくする運動」などに連携して取り組むことで、犯罪や非行を防止し、立ち直りを目指す人を支援できる地域づくりに協力します。
市 (公助)	<p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努める等、実効性ある防犯・防災体制の確保に努めます。 ◆バリアフリーについて市民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進を心掛けます。 ◆バリアフリー未整備施設等の洗い出しや施設整備について検討します。 <p>【市民福祉課・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域防災計画等をもとに、効果的な施設整備、体制整備に努めます。 ◆再犯防止の取組や情報を共有するための連絡会議に出席し、連携の強化に協力します。

基本目標 2 自立した暮らしを支える

1. 多様な福祉サービス提供主体の育成

【現状・課題】

本市においては、社会福祉協議会とは事業運営の支援や福祉サービス事業の委託等地域の福祉活動の推進のため、情報交換、意見交換等を定期的実施し連携を図っています。

民間サービス事業者の誘導・育成支援としては、多様な福祉ニーズに対応できるよう積極的に情報提供を図り、必要なサービスが利用できるよう努めています。

また、福祉関係のNPO活動の育成として、子育て支援関係団体への支援を行っているほか、高齢者等による地域支援活動の活発化に向け、ながさき生涯現役応援センターが主催するセミナーの活用を図っており、各種団体の連携強化として、シルバー人材センターや老人クラブなどの運営を支援しています。

さらに、市内等における人材の育成としては、研修会への積極的な参加を促進しています。

本市においては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの各個別計画により福祉施策が進められています。それぞれの施策が成果をあげていくためには、関係機関・団体との連携強化や、民間のサービス事業者への情報提供を通じたサービス事業者の支援等に努める必要があります。

また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、公的なサービス（フォーマルサービス）だけでは対応しにくい領域、いわゆる制度の狭間において、NPO活動等の育成を図り、インフォーマルサービス⁶を育成・振興していく必要があります。

【具体的施策】

社会福祉協議会との連携強化

- 市民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進での中心的な組織として位置づけ、今後とも事業運営等に対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

⁶ 行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことであり、近隣や地域社会、民間やボランティア等の非公式な援助活動等を指す。

民間サービス事業者の誘導・育成支援

- 社会福祉事業を行う民間の事業者に対し、必要なサービスが利用できるよう、情報提供や支援に努めます。

福祉関係のNPO活動の育成

- 福祉関係のNPO活動の設立に対する職員の専門的知識の習得に努め、設立に向けた情報提供等の効果的な支援を行います。
- 既に設立されたNPOに対しては活動を支援し活動内容の充実を図ります。

高齢者等による地域支援活動の育成

- 今後とも地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力等を、地域活動の中で十分に活用できる機会や場を拡充します。

各種団体の支援と連携強化

- 高齢者、障がい者、児童、子育て中の親等の抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携強化とボランティアグループ等の育成を図ります。
- 高齢者関係団体・障がい者関係団体（福祉活動を行う地域の各種団体）等の、運営等に対する支援に努めます。

庁内等における人材の育成

- 庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、関係機関も含めて必要な専門的人材の確保を図ります。

【行動指針】

それぞれの役割	
地域や組織 (共助)	◆地域の組織団体や市民等を通し、福祉サービスに対するニーズを把握し、社会福祉法人や民間事業者に役立つ情報を提供します。
市 (公助)	<p>【市民福祉課・こども家庭課・保険課】</p> <p>◆社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティア活動の育成に努めるとともに、分野を超えた定期的な相互交流機会、意見交換機会の提供を図ります。</p> <p>◆社会福祉法人や民間事業者等への情報提供を図り、市内でのサービスの多様化を促進します。</p> <p>◆人材の研修機会を充実するとともに、必要な専門的人材の計画的な確保を目指します。</p>

2. 良質な福祉サービス供給の仕組みづくり

【現状・課題】

高齢者の介護・福祉の施策については、第8期壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき在宅福祉サービスの充実を図っており、壱岐市地域包括支援センターや壱岐市社会福祉協議会とも協力し、在宅でも安心して生活できるよう努めています。

子育てに関する支援については、令和2年に「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その推進を図っています。

このように、本市においては、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各施策において個別の福祉計画が策定されており、それぞれの計画に沿った福祉施策が進められていますが、今日の制度改革の流れは、施設から在宅生活へと重心が移行しており、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

また、サービス利用がより良質なサービスを受けられるよう、民間事業者等における情報公開を進めていくことや、サービス事業者との間で生ずる苦情等に対する「苦情解決制度」の充実を図っていくことが必要です。

【具体的施策】

在宅福祉サービスの充実

- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

福祉サービスの量の確保、質の向上

- 関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、支援を必要とする人に対する総合的な福祉サービスの量の確保、質の向上に努めます。

地域包括ケアシステムの充実

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。

事業者の情報公開の促進

- サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示の促進に努めます。

苦情解決制度の充実

- 福祉サービス利用者等に対し相談窓口や苦情解決制度について周知を図り、事業者に対して苦情解決に向けた取組の充実を働きかけます。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	◆福祉サービスの利用に際して、事業者等の情報を積極的に活用し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用に努めます。
隣近所 (互助)	◆自分や家族が福祉サービスを利用した経験がある場合には、近所の人とその経験したことについて情報を共有します。
地域や組織 (共助)	◆社会福祉法人やサービス事業者は、市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。
市 (公助)	【市民福祉課・こども家庭課・保険課】 ◆高齢者や障がい者、子育て世代等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。 ◆福祉サービスの提供に関して、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

3. 権利擁護の推進

【現状・課題】

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、また、知的障がいのある人が増加している本市において、こうした判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などの権利を擁護するために、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度⁷⁾」といった制度が有効です。

日常生活自立支援事業については、壱岐市社会福祉協議会が権利擁護事業や相談事業に取り組んでいます。また、成年後見制度について、その内容の周知に努め、利用を促進しています。

今後とも対象者が増えることが予想されることから、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るべく市民や各関係機関に広報等を通して制度の理解や周知に努めるとともに、後見人を確保していくことが必要です。

⁷⁾ 知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。

【具体的施策】

日常生活自立支援事業の推進

- 広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実する等、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。

成年後見制度の普及

- 判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権等の権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その内容を広く周知し、利用を促進します。

【行動指針】

それぞれの役割

自分・家族 (自助)	◆ 日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
隣近所 (互助)	◆ 近所での見守り活動等を通じて、権利擁護の必要な人を発見し相談へつながられるよう努めます。
地域や組織 (共助)	◆ 地域における見守り活動の中で、権利侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。
市 (公助)	【市民福祉課・こども家庭課・保険課】 ◆ 権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制の確立を目指します。

4. 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実

【現状・課題】

本市では、さまざまな相談事項に対応するため、必要に応じて、個人情報保護に留意しつつ、関係機関への情報の依頼や提供により情報共有化を図っています。

市の施策や事業については、広報紙や自治公民館への回覧文書、市内一斉放送やホームページ及びケーブルテレビ等により、広く情報提供を行っており、ホームページにおいて「壱岐市結婚・妊娠・子育て応援サイト」を立ち上げ、情報提供等を行っています。

また、壱岐市社会福祉協議会においても「社協だより」を発行し、サービス活動等を掲載しています。

市民へのアンケート結果における「市の福祉サービスや福祉活動の情報提供」についてみると、“提供されている”（「どちらかという提供されている」と「十分提供されている」の合計）が4割台半ばにとどまっており、情報提供についての充実が必要といえます。

今後とも、効果的に施策を推進するためには、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めるとともに、効果的な情報提供のためには、内容の充実にも努めることも必要です。

【具体的施策】

情報提供の充実と共有化

- 個人情報保護の観点を踏まえつつ、各関係機関や相談機関における情報共有と情報提供の充実を図ります。

市の施策・事業に関する情報提供の充実

- 広報紙、自治公民館への回覧文書、ケーブルテレビやホームページ等により市の施策や事業等の情報提供に努め、内容の充実を図ります。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆さまざまな福祉サービス等の情報を積極的に入手するようにします。 ◆市の広報紙を読むよう心掛けます。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障がいのある人及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。 ◆高齢者や障がいのある人に思いやりの気持ちを持って一緒に情報を共有します。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種ボランティア活動等の相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有に努めます。
市 (公助)	<p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供について、高齢者や障がい者等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。

基本目標 3 支え合いの環境を育む

1. 福祉人材の育成

【現状・課題】

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

協働することでより広い分野・領域の活動にも安定して取り組むことが可能となることから、広く情報を公開し、まちづくりに参画する意識の啓発を行い協働意識の醸成に努めています。

社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援し、ボランティア登録の促進に努めており、ボランティアセンターにおいては、ボランティアの集いや講座、体験事業を実施しています。

また、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティアの資質向上のため各種研修会への参加等を支援しています。

さらに、青少年のボランティア活動の推進として、壱岐市内の小学、中学、高校をボランティア協力校に指定して助成金を交付しており、福祉学習として職場体験、ふれあい福祉学校、車イス、アイマスク体験等を通し、子どもたちの福祉に対する思いやりの心の醸成に努めています。民生委員・児童委員等に対しては、各種研修会や講習会への参加を促して資質向上に努めており、また地域行事へ参加することで、地域との積極的な関わりを図るように促進しています。

市民・中高生へのアンケートにおける「ボランティア活動への参加状況」についてみると、市民では半数強、中高生では2割強が「したことがない」と回答しており、中高生では、「ボランティア活動に参加したきっかけ」として、「学校関係のボランティア活動に参加」が5割強を占めています。

今後とも、ボランティア活動へのきっかけづくりや環境整備を図ることで、ボランティア活動に関心のない人達にも、自分にできる範囲で取り組んでいく「協働」という考え方を普及させていくことが必要です。

【具体的施策】

地域福祉を通じた協働意識の醸成

- 地域福祉を考えるうえで基本となる協働の意識について、市広報やパンフレット等による啓発、ホームページ等による情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座等の開催により、市民参画の機会を提供します。
- 子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供し、協働意識の高揚を図っていきます。

ボランティア活動の普及・啓発

- 社会福祉協議会と連携し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業等に対し社会貢献の理解を働きかけます。
- 地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

ボランティアセンターの機能充実

- 社会福祉協議会のボランティアセンターについては、以下の取組によって、さらなる機能充実に努めます。
 - ①ボランティア活動に意欲のある市民・団体等のボランティア登録の促進。
 - ②ボランティアの育成やきっかけづくりとしてのボランティア講座や体験事業の推進。
 - ③ボランティア活動を指導するボランティアコーディネーターの育成
 - ④ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図ることにより、資質向上を支援。
 - ⑤活動の核となるリーダーの育成及び専門的な技能を有するボランティアの育成。

高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進

- 高齢者や障がいのある人等が自らの経験や知識を地域の福祉活動に活かしながら、生きがいを持った暮らしができるよう、ボランティア活動への参加を支援します。

青少年のボランティア活動の推進

- 青少年がボランティアや職場体験、車イス・アイマスク体験等のさまざまな体験をすることで、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身に付けるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動等への参加を推進します。

民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実

- 今後も民生委員・児童委員が身近な相談役としての役割を十分に果たせるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会の充実に努め、資質向上や地域行事等への積極的な関わりを推進します。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆無理のない程度でボランティアに参加します。 ◆家庭での子どもへのボランティア教育に努めます。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆近所に支援を必要としている人がいる場合は、近所の人達でできるだけ助け合いの心を持って支援していくよう努めます。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアグループの育成を地域、関係団体等で進めます。 ◆地域の中でボランティア活動をする人を育成、支援します。
市 (公助)	<p>【市民福祉課・こども家庭課・保険課・SDGs未来課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民のボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。 ◆社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

2. 地域全体で支え合う体制の確立

【現状・課題】

社会福祉協議会は地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、社会福祉活動を推進することを目的とした組織であり、その機能強化として、社会福祉協議会の事業運営を支援し、福祉における連携体制での取組を推進しています。

また、地域福祉活動計画の取組を社会福祉協議会と連携して促進するとともに、必要な支援を行っています。

市民・中高生へのアンケートにおいて「壱岐市社会福祉協議会の活動の認知状況」についてみると、「名称も活動内容も知っている」は、市民では38.6%であるのに対し、中高生では7.1%と1割を下回っています。

「壱岐市社会福祉協議会が実施している事業の認知状況」についてみると、市民、中高生とも「高齢者や障がいのある人対象の介護事業」が他を引き離して第1位となっています。

社会福祉協議会が、広報紙の発行やボランティアの育成、サロン活動等、特色ある活動を通じて地域福祉活動の推進に大きな役割を果たしていくことができるよう、引き続き連携・支援していくことが必要です。

地域を支える組織として、住民自治組織が重要な役割を担うことから、地域福祉を推進すべく、自治公民館の福祉保健部に研修会を実施するなど、地域の見守りの推進を図っています。

地域での交流活動の充実として、地域住民と一緒に学べるメニューを準備してい

るとともに、高齢者・障がい者の交流機会の充実として、介護予防教室や出前講座を活用し、地域の交流・活動を促進しています。

さらに、多様な学習機会の確保に向けて、出前講座制度に市の税・環境・歴史等さまざまなニーズに対応したメニューを取り入れる等、制度の充実化を図っているほか、地域の活動拠点の充実として、老朽化したコミュニティ施設を維持できるよう改修・補修ができる補助金制度を継続しており、安全かつ安心して使用できる制度を整備しています。

市民・中高生へのアンケートにより、「住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性」をみると、“必要だと思う”（「ある程度必要だと思う」と「とても必要だと思う」の合計）との回答が市民では約9割、中高生では9割強となっており、相互扶助の重要性は認識されていることがうかがえます。

今後とも、地域の市民が互いに協力し、支え合うことのできる体制を整備するため、コミュニティの育成と併せて、地域の各種ボランティアや住民組織、民生委員・児童委員等、地域一体となった取組が求められます。

【具体的施策】

社会福祉協議会の機能強化

- 今後とも、地域福祉推進の核となる社会福祉協議会がボランティア活動の育成等についての十分な取組ができるよう、組織強化を支援します。
- 社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。

地域福祉活動計画の実施促進

- 地域の生活課題やニーズに対応した活動の実施を促進するとともに、必要な支援を行います。

住民自治組織による地域福祉の推進

- 自治公民館の福祉保健部の見守り活動等の地域福祉活動を支援する等、協働自治のための仕組みづくりに努めます。
- 活発に活動している自治公民館等の活動内容が市民に伝わるよう広報活動の充実に努め、地域活動に対する意識の向上や一層の活性化を図ります。

市民自身の日常的な取組の推進

- 地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、市民同士の声掛け運動等の促進に努めます。

地域での交流活動の充実

- 地域における交流行事への活動を支援し、市民相互の交流やふれあいの機会が充実するよう、地域行事の活性化等を働きかけていきます。
- 子どもたちの地域での体験活動やさまざまな世代との交流等を促進します。
- 在宅で高齢者の介護を行っている人や子育て中の保護者等、同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。

高齢者・障がい者の交流機会の充実

- 高齢者や障がい者が身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化、閉じこもりの防止、健康の維持増進が図られるよう支援します。
- ふれあいサロン⁸や老人クラブの自主的な活動を支援するとともに、高齢者と子どもの交流を促進します。
- 地域の交流行事に障がいのある人も参加できるように支援します。

多様な学習機会の確保

- 学習する意欲のある市民に対し、市民ニーズを把握したうえで、各個人にあった学習の場や情報提供の確保に努めます。

地域の活動拠点の充実

- 地域の活動を支援するため、今後とも、地区公民館等既存の施設を地域での活動拠点としての機能強化や誰もが安心して使用できるように設備等の維持に努めます。

⁸ 高齢者の閉じこもり防止や、介護予防を目的として、自治公民館単位等で「出会いの場づくり」を地域のボランティア等により開催している。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会の事業目的や事業内容について関心を持ち、その活動への理解を深めます。 ◆社会福祉協議会が提供するボランティア講座等に積極的に参加するよう心掛けます。 ◆自らが住む場である地域への関心や理解を深め、地域活動等に主体的に参加するよう努めます。
隣近所 (互助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会が開催する講座やイベント等に対しての参加を近所の人に呼びかけます。 ◆回覧を回す機会に交流をするようにします。 ◆登下校時に児童生徒等とのあいさつを積極的に行います。 ◆親子や三世代交流ができる行事に取り組みます。
地域や組織 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会は、民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。 ◆若い世代のグループづくりを地域で支援します。 ◆福祉員⁹を育てる体制づくりを検討します。 ◆地域住民への地域活動に関する情報を提供するとともに、市民各層が参加できる機会づくりに努めます。
市 (公助)	<p>【市民福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。 <p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動のリーダーとなる人材の確保を図ります。 <p>【市民福祉課・こども家庭課・保険課・政策企画課・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティの育成に努めるとともに、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言等の協力体制を充実します。

⁹ 各自治公民館から選出され、地域住民や民生児童委員と協力し、地域の見守りや福祉課題の解決に向けた活動を行います。

3. 心のバリアフリー化の推進

【現状・課題】

地域福祉を推進するにあたっての根幹であるノーマライゼーションの意識や相互扶助の意識を醸成していくことが重要であることから、本市では、福祉に関心を持ち、思いやりや助け合うことの重要性についての理解を深めるため、地域福祉の講座を開催する等、学習機会の提供に努めています。

また、吉崎市社会福祉協議会や地域包括支援センターの協力による福祉体験学習の実施や障がい者スポーツの理解促進等により福祉意識の向上に努めるとともに、児童生徒の地域の行事への積極的な参加を促し、地域との交流を図っています。

今後とも、ノーマライゼーションに対する啓発や教育、さらには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つための支援等が必要です。

【具体的施策】

家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

- 認知症への理解を深めるための講座を親子で受講する等家庭内で福祉教育や実践が行えるような学習機会を通じて、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。
- 一人でも多くの方が、地域福祉の基本である地域での見守り、支え合い等の精神を共有し、自助、互助・共助の視点から地域活動ができるような学習機会の提供に努めます。

学校教育における福祉教育の推進

- 学校教育の中において、社会福祉協議会等と連携しながら、体験型の福祉教育を推進していきます。

生涯学習活動による市民意識の向上

- 生涯学習活動として、地域福祉に関する講座等を充実し市民意識の向上を図ります。

児童生徒と地域との交流の促進

- 児童生徒が地域行事に参加し、さまざまな人との交流を通じて福祉の心を育くんでいけるよう地域との交流を促進します。

【行動指針】

それぞれの役割	
自分・家族 (自助)	◆家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。 ◆地域や学校で行う研修会等に参加します。
隣近所 (互助)	◆みんなで協力して、思いやりや助け合いの心を持ったまちづくりに努めます。
地域や組織 (共助)	◆関係団体やボランティア関係団体と協力し、さまざまな体験の機会を提供します。
市 (公助)	【市民福祉課・こども家庭課・保険課・総務課・教育委員会】 ◆福祉や人権に関わる情報提供や教育の機会の充実に努めます。

4. 人権意識と男女共同参画意識の啓発

【現状・課題】

支え合って、ともに生きる地域づくりを進めるには、存在を認め合い、お互いの基本的人権を尊重しながら差別や排除されることがないようにする必要があります。

特に、近年においては、LGBTQ¹⁰といった性的マイノリティの公表などにより、多様な性が認識されつつあり、こうした現状への理解不足が懸念されています。

本市では人権尊重に関わる啓発活動として、12月4日～10日の人権週間期間中、一支国じんけんフェスティバルを開催し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方に参加してもらうなど、人権意識・人権教育の普及・啓発に努めています。また、市職員については、県主催の人権に関する研修に参加する等、人権意識の向上を図っています。

男女共同参画については、女性の社会進出がさまざまな分野で進んでいますが、家庭や社会の中には、依然として男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、街頭啓発活動、ケーブルテレビでの周知、各自治公民館へのポスター掲示等にて意識啓発活動を実施しています。

地域での福祉活動が活性化されるには、こうした人権が保障され、不平等感が解消されることが前提であり、地域全体があらゆる差別を許さないという意識の高まりが必要であることから、今後も継続して、人権尊重に関わる啓発活動を行い、人権意識・人権教育の充実を図っていくことが求められます。

¹⁰ レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしていない人等）の頭文字をとったもので、典型的とされる男女とは異なる“性のあり方”を持つ人達のこと。

【具体的施策】

人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

- あらゆる差別や人権侵害をなくすため、市の広報やホームページ等による広報活動の充実を目指し、人権週間における人権啓発講演会の開催、各種人権啓発パンフレット等の配布等の啓発活動に努めます。

人権教育の推進

- 子どもから大人まで一人ひとりが、さまざまな人権問題を自らの問題として捉えることのできる視点を持ち、行動するための気づきにつながるよう、人権問題に対する正しい認識と理解を深める教育を推進します。
- 市民が、人権問題に関する正しい認識と理解を一層深め、差別の助長や拡散を防止し、自らの問題として人権問題を捉えることができるよう、地域や事業所等に対する人権問題研修会を開催し、人権意識の向上を図ります。

職員への人権啓発

- 人権に関する知識・スキル・態度を身に付けるため、人権研修の充実を図ります。

男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実を図って、市民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、自治公民館等地域活動における女性の参画やリーダーの育成に努めます。

【行動指針】

それぞれの役割

自分・家族 (自助)	◆人権問題や男女共同参画に常日頃から関心を強く持ち、行動できるように努めます。
隣近所 (互助)	◆みんなで協力して、人権が尊重され、差別や排除されることがない地域社会の実現に努めます。
地域や組織 (共助)	◆人権に関する地域での学習の場を充実します。
市 (公助)	【総務課・政策企画課・教育委員会】 ◆人権に関わる情報提供や教育の機会、人権問題等の相談体制の充実に努めます。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の背景と目的

認知症高齢者や障がいのある人の地域における自立促進に向けてさまざまな取組がなされる中、財産の管理や日常生活に支障がある人達を社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度はこうした人達を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

平成28（2016）年4月に公布された成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）では、地域において、成年後見制度の理念を踏まえた利用促進のための体制整備について示されています。

そこで、本市における基本的な計画を定め、成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進します。

なお、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な人に対する日常生活の支援や権利擁護、虐待防止等に関する施策もあげられており、どのような状態であっても個人の意思・選択・決定が尊重され、その人らしい生活を継続できるように支援していくことが求められています。

したがって、本市では地域福祉計画と一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努める」と示されています。

本計画は、壱岐市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市基本計画」という。）として位置づけます。

第3節 計画の期間

市基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

第4節 壱岐市における成年後見制度の現状

本市では、出前講座や認知症カフェ等で啓発に努めていますが、アンケート結果では「成年後見制度」の認知度は低い状況となっています。

市内には多くの高齢者や障がいのある方が生活しており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加することが予想されます。

成年後見制度は、こうした方々の権利と利益を守るうえで重要な制度であり、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していくため、令和3年7月に壱岐市社会福祉協議会に「後見センター壱岐」を開設しました。今後、さらに「中核機関」設立に向けた取組を進めます。

1. 本市における成年後見制度の対象者の推移

今後、高齢者のうち65歳から74歳までの前期高齢者は減少に転じるものの、75歳以上の後期高齢者は増加が予想され、それに伴い認知症自立度Ⅱ以上の高齢者の増加も見込まれます。また、精神障がい者や知的障がい者も年々増加傾向にあり、判断能力に不安を抱える者の増加が見込まれます。

◇高齢者及び介護保険認定者◇

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
前期高齢者	4,165	4,272	4,228	4,295	4,294	4,381
後期高齢者	5,506	5,454	5,506	5,442	5,458	5,375
介護保険認定者	2,302	2,185	2,221	2,193	2,205	2,193
認知症自立度Ⅱ以上	1,592	1,647	1,601	1,557	1,013	1,291

※各年度末

資料：壱岐市保険課

※中核機関：成年後見制度を必要とする方が、安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準は以下のとおり。

- I:何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。
- III:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- IV:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- V:著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

◇障がい者◇

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
精神障がい者数	207	220	222	236	238	233
知的障がい者数	343	355	366	376	381	392
合計	550	575	588	612	619	625

※各年度末

資料：壱岐市市民福祉課

2. 利用者数

類型別にみると、後見が一番多く全体の9割を占めています。

◇成年後見制度類型別利用件数◇

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
後見	—	18	16	20	23	27
保佐	—	0	0	1	1	1
補助	—	2	1	2	3	2
任意後見	—	0	0	0	0	0
合計	—	20	17	23	27	30

※各年度末（H27年度は資料なし）

資料：長崎家庭裁判所壱岐支部

◇成年後見制度申立件数◇

(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
後見	1	0	4	6	3	7
保佐	0	0	0	1	0	0
補助	0	0	0	1	1	0
任意後見	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	4	8	4	7

※各年度末

資料：長崎家庭裁判所壱岐支部

3. 市長申立及び報酬助成

「壱岐市成年後見制度利用支援事業」実施要綱に基づき、成年後見制度を必要とする人でありながら、申立をすることができないご本人や身寄りのない人等に対し、市長が後見開始等の申立を行うことにより、後見人等による財産管理や身上保護を行うものです。また、市長が申立をした人のうち、生活保護を受けている等、後見報酬の支払いが困難な人に対し助成を行っています。

◇市長申立件数◇

(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
申立件数	0	2	0	3	2	1

※各年度末

資料：壱岐市市民福祉課、保険課

◇申立費用及び報酬助成件数◇

(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
申立費用助成	0	2	0	3	2	1
後見等報酬助成	0	1	0	1	4	5

※各年度末

資料：壱岐市保険課

4. 日常生活自立支援事業

壱岐市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「日常生活自立支援事業」を提供しています。比較的手続きが簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能のため、成年後見制度を利用する一歩手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進と日常生活自立支援事業の適正な運用につなげる必要があります。

◇日常生活自立支援事業利用者数◇

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
利用者	70	84	79	79	70	66

※各年度末

資料：壱岐市社会福祉協議会

第5節 壱岐市における成年後見制度の課題

(1) 適切な利用に向けた周知・広報の充実

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分な人を支援するものであり、少子高齢化や家族関係の希薄化の進行等により、今後、制度に対するニーズは高まることが予測されます。

本市では、ニーズの高まりに対して受任者不足が課題であったため、「後見センター壱岐」を開設し、法人後見の受任体制が整備されました。今後は、制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努める必要があります。

(2) 権利擁護支援に向けた連携体制の構築

家族から経済的虐待や搾取等の被害にあっている場合には、自ら支援を求めることが困難であったり、家族が制度利用を拒否する場合があります。

このようなケースでは、専門機関による介入が不可欠であり、速やかに対応できるように、行政、福祉、司法、医療、保健関係者等とネットワークを構築しておく必要があります。

また、制度の利用につながった後も継続的に見守り、対応する仕組みを構築し、当事者の生活を支援していくことも求められています。

第6節 基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

「第3次吉崎市地域福祉計画」に掲げる基本理念「誰一人取り残されることがないよう、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」と同一とします。

2. 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して少なく、成年後見制度の利用者においても、利用のメリットを実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討する必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、「身上の保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用を検討する必要があります。今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、課題を整理して体制を整備し、対応を強化していくことが求められます。

以上、国における基本的な考え方を踏まえ、制度の利用が必要な人の発見と継続的な支援、正しい成年後見制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していく計画として、「吉崎市地域福祉計画」や「吉崎市障がい者計画」等と整合性を図り、基本的な計画を策定します。

第7節 具体的な施策・事業

1. 成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築

ニーズ調査結果から見えてきた課題にもあるように、成年後見制度の理解を深め、適切な利用につなげていくためには、広報・啓発による制度の周知や個々の背景にある複合的な生活課題を総合的に支援し、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用へのスムーズな移行等が求められることから、「後見センター壱岐」を壱岐市社会福祉協議会内に設置しました。

また、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を目指します。

2. 地域連携ネットワークの具体的な推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。

また、後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

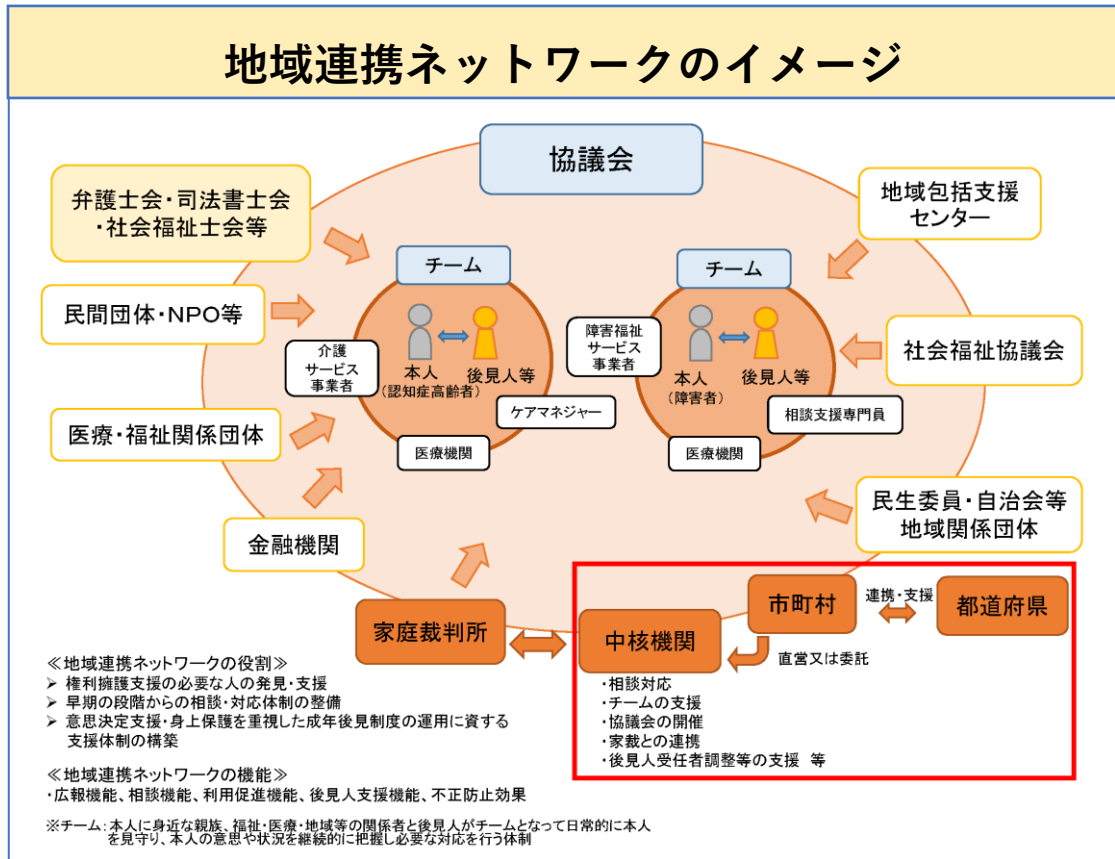
なお、国の基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では必要に応じて開催されている壱岐市権利擁護サポート会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

加えて、「後見センター壱岐」においては、運営協議会を設置し、司法・福祉・医療・地域の関係者等によるセンターの運営に関することや成年後見制度の利用促進の在り方などを検討します。

3. 中核機関の設置

壱岐市と「後見センター壱岐」が役割分担しつつ、相互に協力・連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備を進めていきます。

◇地域連携ネットワークのイメージ図◇



資料 厚生労働省

第8節 計画の進行管理

国における制度改正等に注視し、市としてもその動向を踏まえながら、適正に事業を実施してまいります。

地域における体制整備は、地域福祉や既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画やその他の福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしていることから、関係機関が連携して、定期的に市基本計画の進行状況等の評価・点検を行います。

第6章 計画推進のために

第1節 地域（コミュニティ）における推進体制

本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参加を促すとともに、各地域の自治公民館（コミュニティ）を中心に、ボランティア団体、民生委員・児童委員等とも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、各地域のコミュニティの中で、その体制づくりを促進するとともに、市としても積極的な支援を行います。

第2節 市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を強く持ち、同時に自らボランティア等の地域活動に積極的かつ主体的に参加する等、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

第3節 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。さらに、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

第4節 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

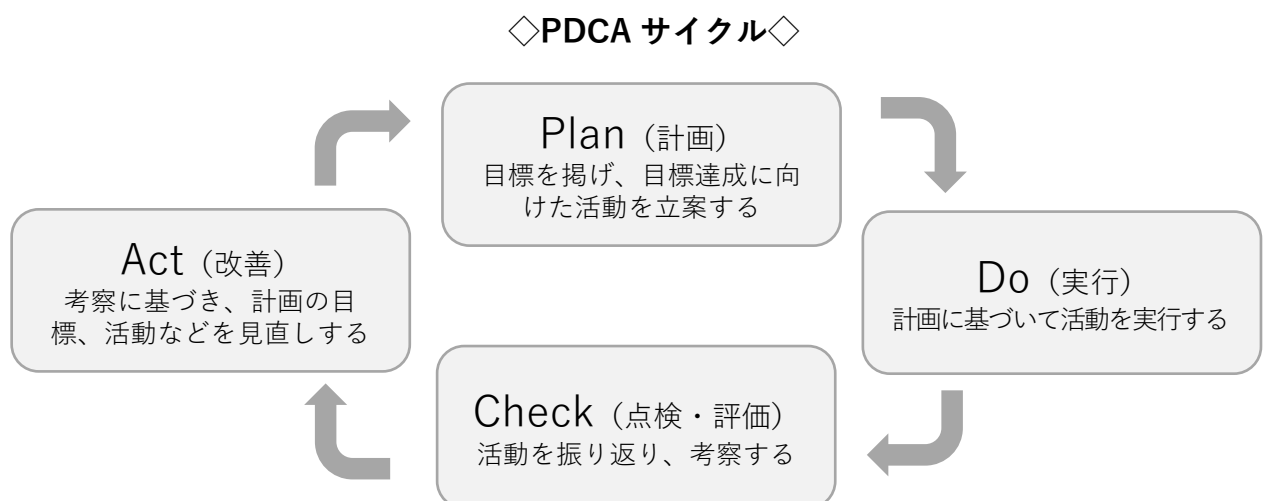
このため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

第5節 県との共有・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県との共有・連携を図ります。

第6節 計画の進捗管理

この計画は、P（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：点検・評価）・A（Act：改善）サイクルに基づき、計画期間の4年目に計画推進の評価と次期計画策定に向けた点検・評価を行います。



<参考>

SDGs (エス ディー ジーズ)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成する、17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市では、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って総合計画を策定しており、本計画においても、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。

◇本計画で主に取り組むSDGsの目標のアイコン◇



資料編

第1節 壱岐市地域福祉計画策定委員会

(1) 壱岐市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年9月22日
告示第91号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく壱岐市地域福祉計画の策定に当たり、市民や関係者の意見を反映させるとともに、同法第55条の2第6項の規定による社会福祉充実計画に係る意見聴取を行うため、壱岐市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 壱岐市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見に関すること。
- (3) その他壱岐市地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 住民組織代表者
- (5) その他必要と認められる者

(任期等)

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年9月22日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日告示第97号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏名	役職名等	備考
1	福田 豊治	壱岐市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	会長
2	豊島 政浩	壱岐市社会福祉協議会 事務局長	副会長
3	平山 重孝	壱岐医師会 副会長	
4	松尾 明子	壱岐保健所 次長兼企画保健課長	
5	中上 一義	壱岐市校長会 会長	
6	植村 千秋	壱岐市公民館連絡協議会 会長	
7	中山 万寿美	壱岐市地域婦人会連絡協議会 会長	
8	末永 榮幸	壱岐市老人クラブ連合会 会長	
9	品川 洋毅	壱岐市身体障害者福祉協会 会長	
10	竹藤 美子	壱岐市こども家庭課 課長	
11	平本 善広	壱岐市保険課 課長	

第2節 アンケート結果（一部抜粋）

アンケート結果（一部抜粋）は以下のとおりです。

（1）地域での生活について

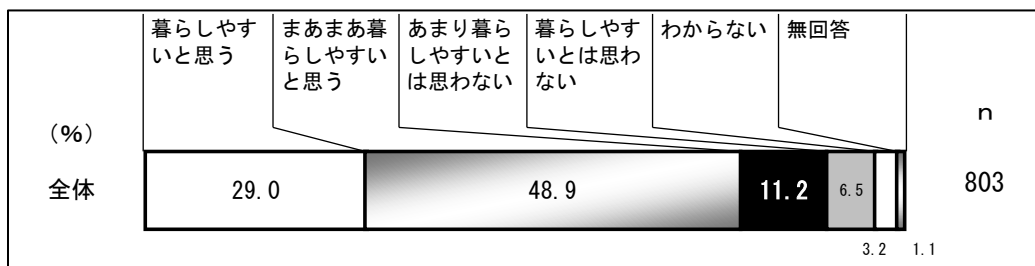
◇市の暮らしやすさについて◇

問8 彦根市は暮らしやすいまちだと思いますか。

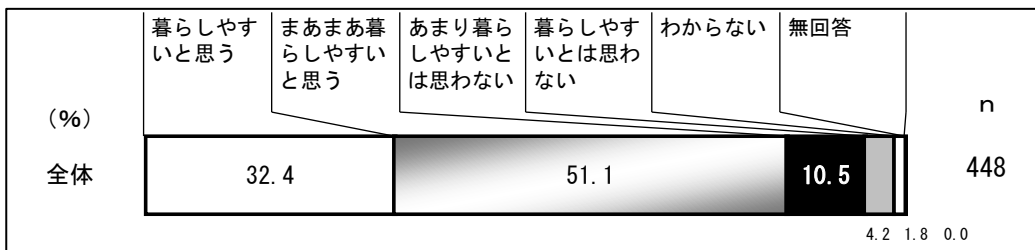
○“暮らしやすい”は8割弱を占める。（一般市民）

○“暮らしやすい”は8割強を占める。（中高生）

【一般市民】



【中高生】

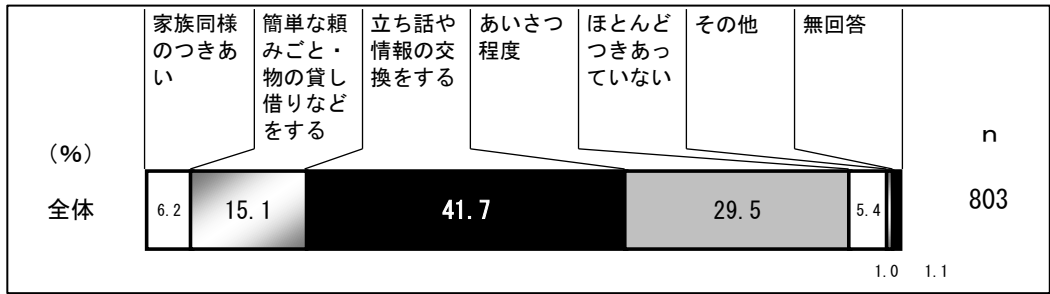


◇近所の人とのつきあい方について◇

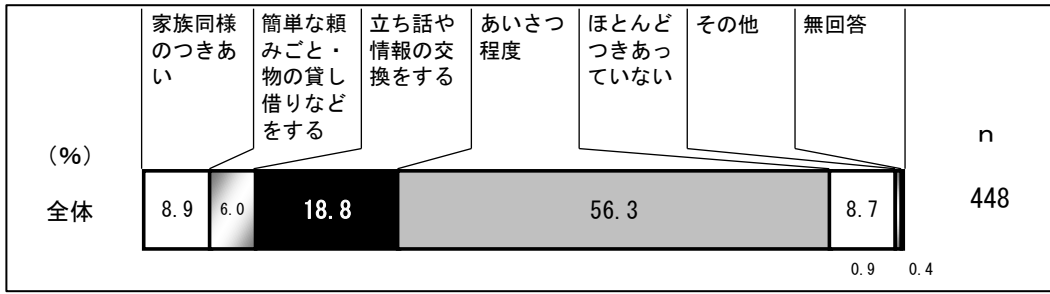
問9 あなたは、ご近所の人とどのようなつきあいをしていますか。

- 「立ち話や情報の交換をする」が4割強を占める。(一般市民)
- 「あいさつ程度」が6割弱を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】

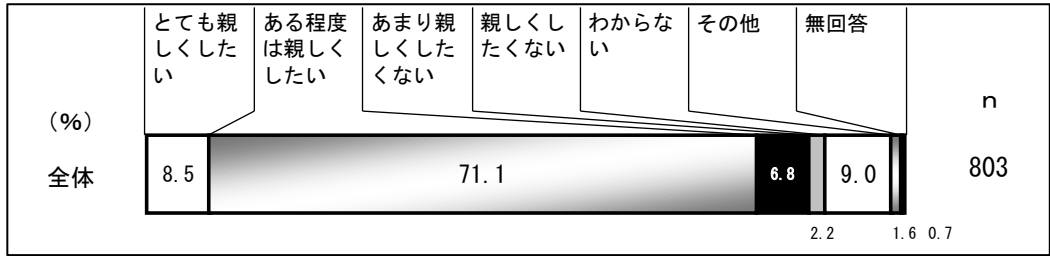


◇今後近所とのかかわりをどのようにしたいか◇

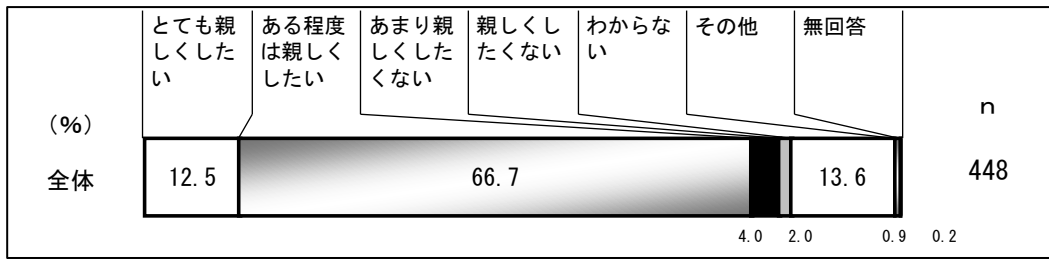
問10 あなたは、今後近所とのかかわりをどのようにしたいですか。

- 「ある程度は親しくしたい」が7割強を占める。(一般市民)
- 「ある程度は親しくしたい」が7割弱を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



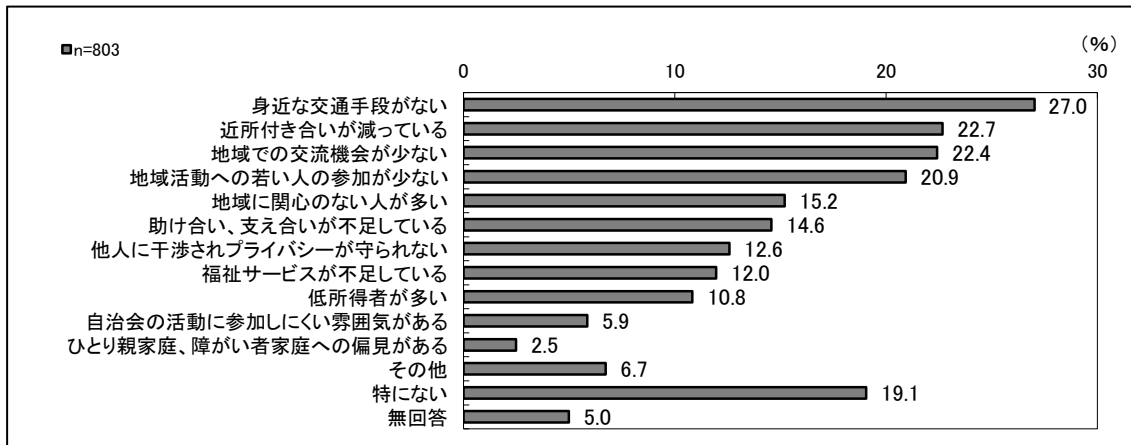
◇地域の中での問題点、不足していると思うもの◇

問 11 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点、不足していると思うものは何ですか。
【複数回答】

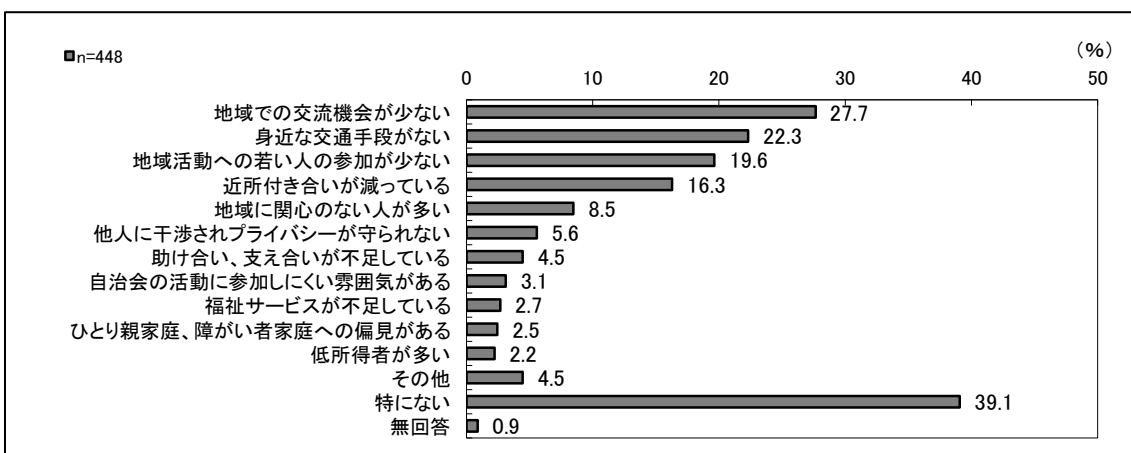


- 「身近な交通手段がない」が第1位。(一般市民)
- 「地域での交流機会が少ない」が第1位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



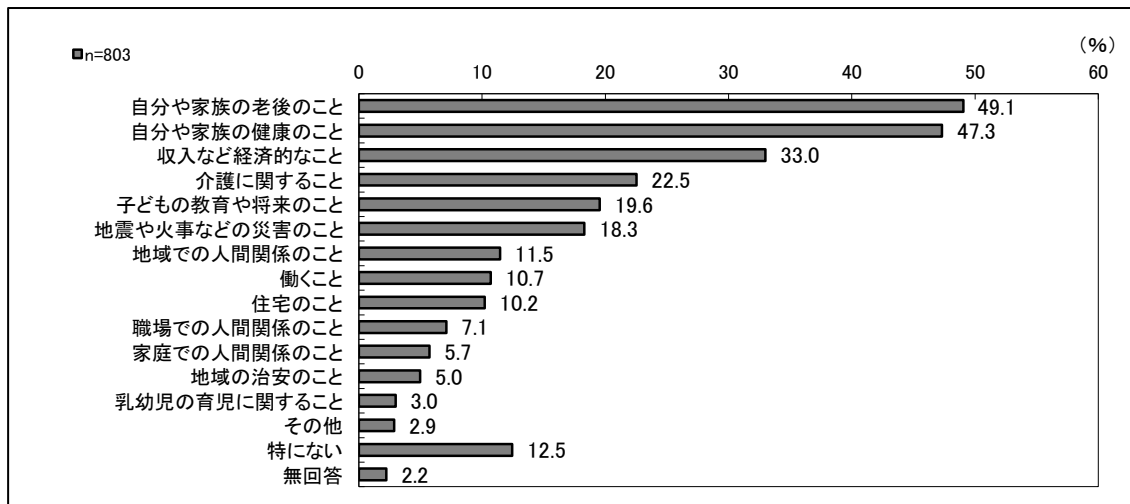
◇日頃の生活で感じている悩みや不安◇

問 12 あなたは、日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。【複数回答】

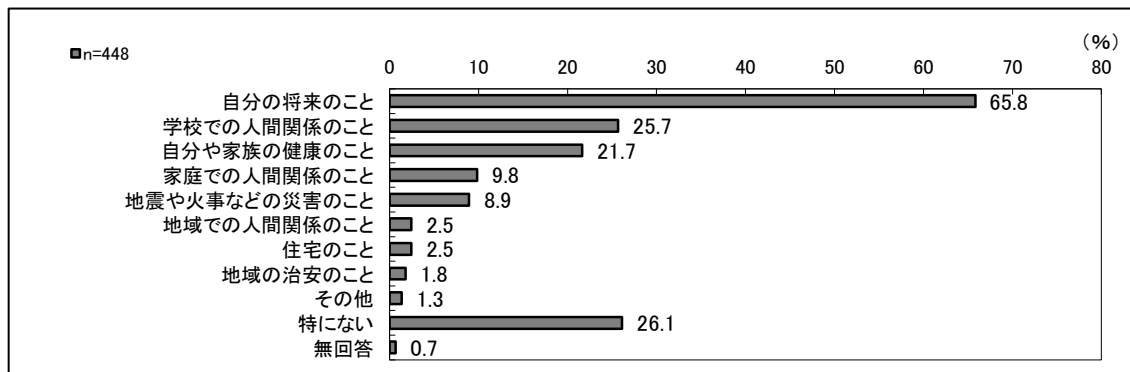


- 「自分や家族の老後のこと」及び「自分や家族の健康のこと」が2大懸念。(一般市民)
- 「自分の将来のこと」が他を引き離して第1位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



◇困ったときに相談する相手先◇

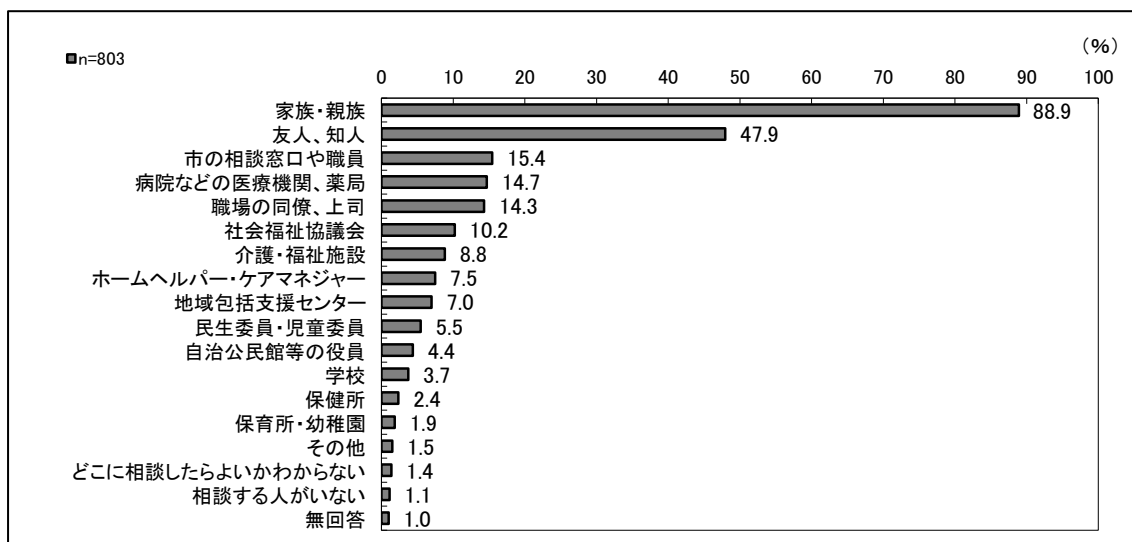
問 13 もし、あなたがさまざまな場面で困ったとき、誰に相談しますか。【複数回答】



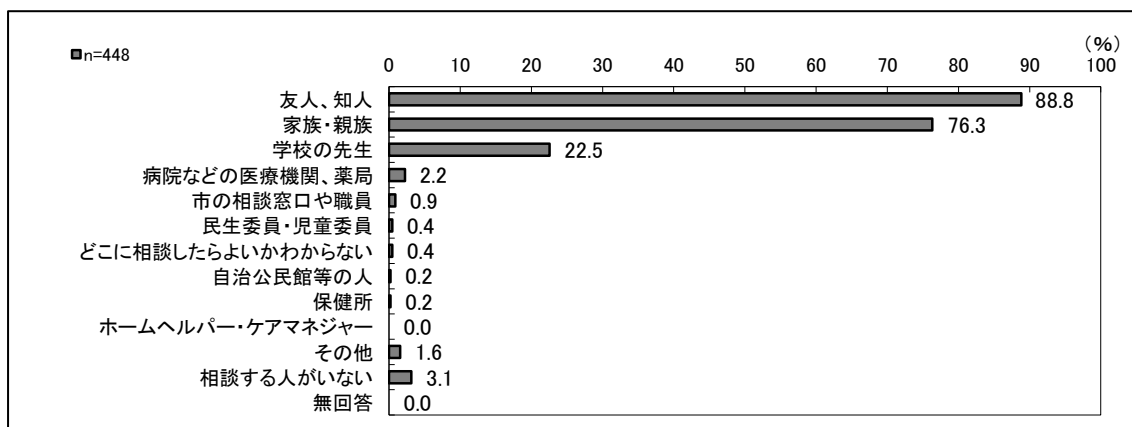
○「家族・親族」が他を引き離して第1位。(一般市民)

○「友人・知人」が他を引き離して第1位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



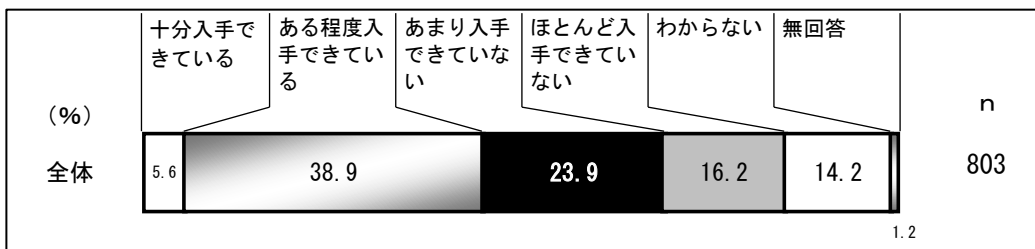
◇必要な福祉サービス情報を十分入手できているか◇

問 14 あなたは、福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報を、十分入手できていますか。



○「ある程度入手できている」が4割弱を占める。(一般市民)

【一般市民】



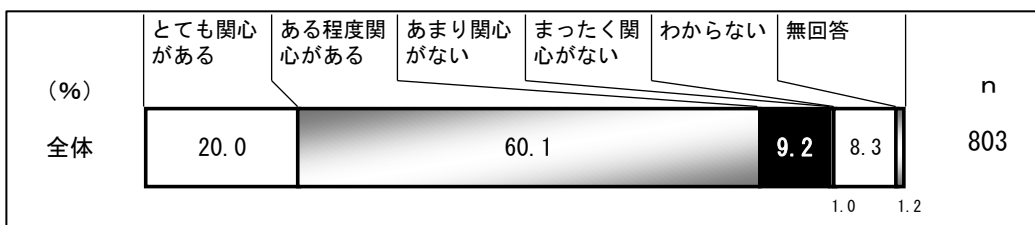
◇地域の福祉課題（高齢者の見守り、子どもへの虐待など）への関心の程度◇

問 16 あなたは、地域の福祉課題（ひとり暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など）に関心をお持ちですか。

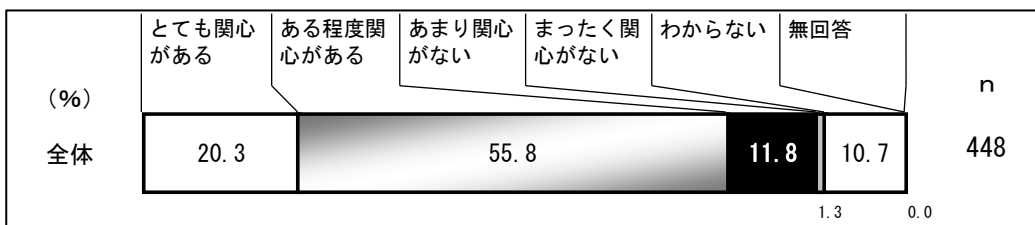


○“関心がある”が約8割を占める。(一般市民)
○“関心がある”が8割弱を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



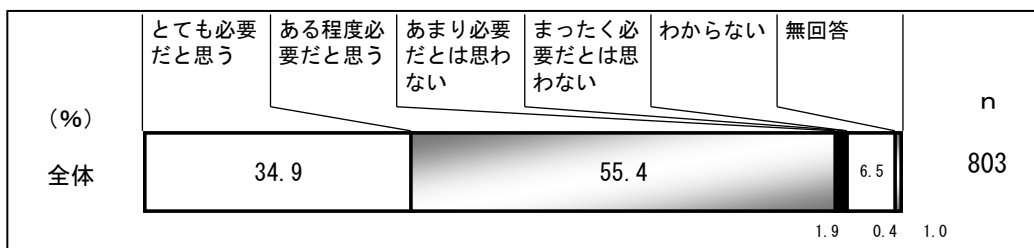
◇住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性◇

問 17 あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか。

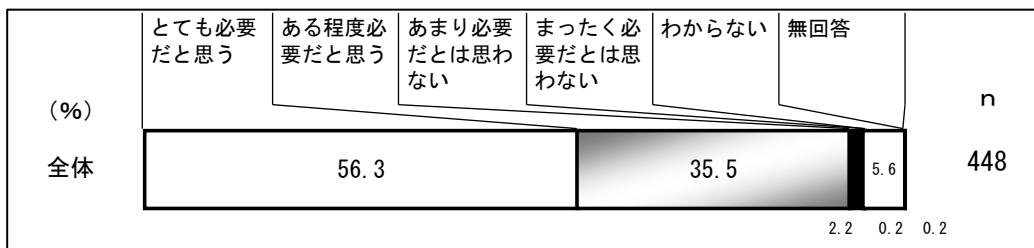
○“必要だと思う”が約9割を占める。(一般市民)

○“必要だと思う”が9割強を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】

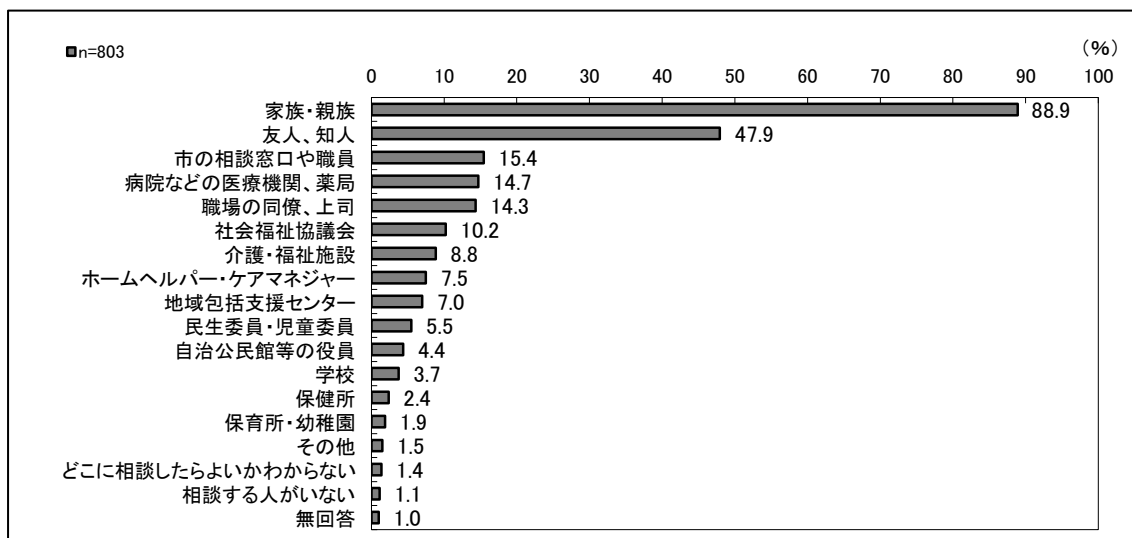


◇福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先◇

問 18 あなたは福祉サービスや福祉活動に関する情報をどこから入手していますか。
【複数回答】

○「広報」が他を引き離して第1位。(一般市民)

【一般市民】



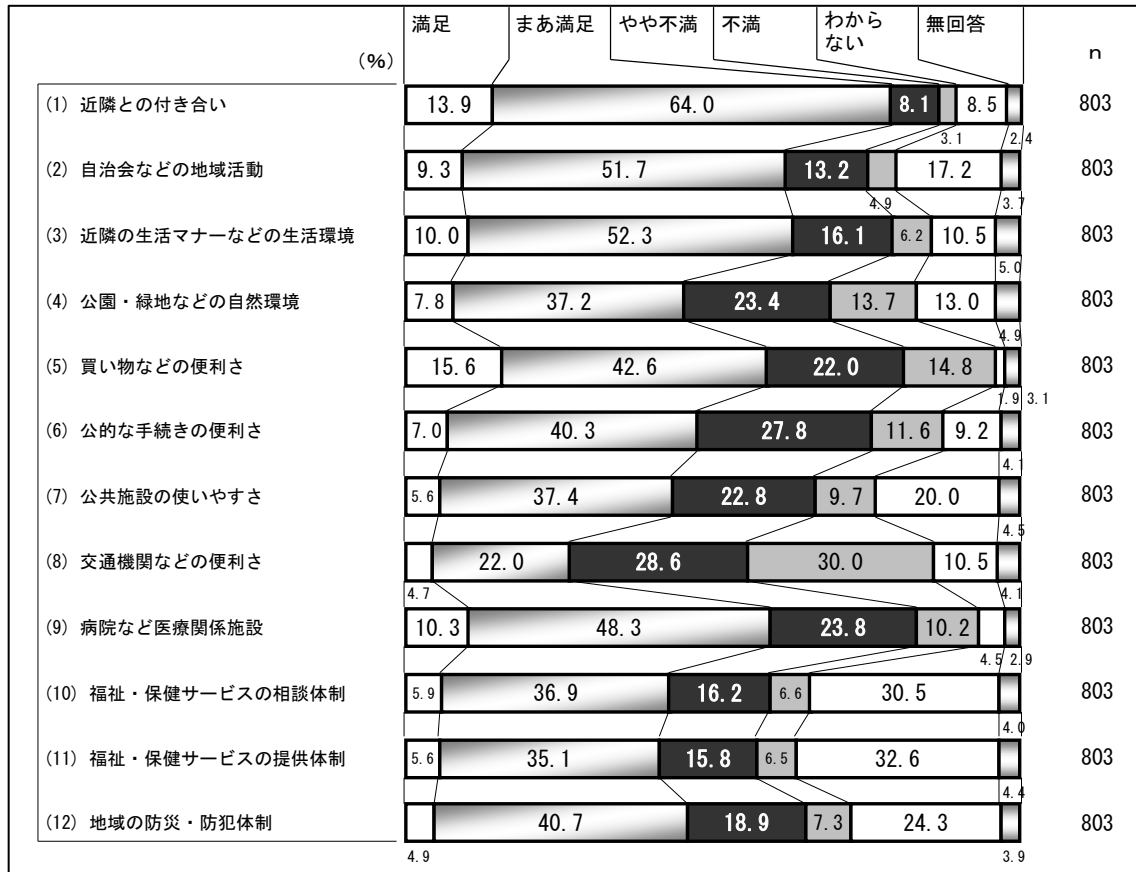
◇住んでいる地域の暮らしについて◇

問 20 あなたが住んでいる地域の暮らしについてうかがいます。(それぞれあてはまるもの1つに○)



○満足度が低いのは、「交通機関などの便利さ」、高いのは、「近隣との付き合い」。
「地域の防災・防犯体制」の満足度は4割台半ばにとどまる。(一般市民)

【一般市民】



(2) 地域活動・ボランティア活動について

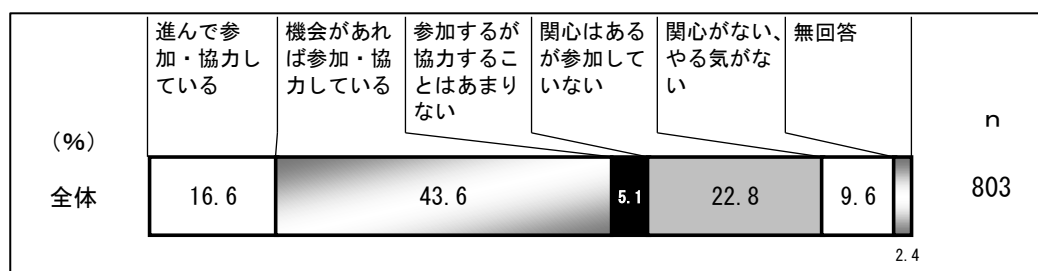
◇地域の行事や活動などへの参加状況◇

問 21 あなたは、地域の行事や活動などへ参加していますか。

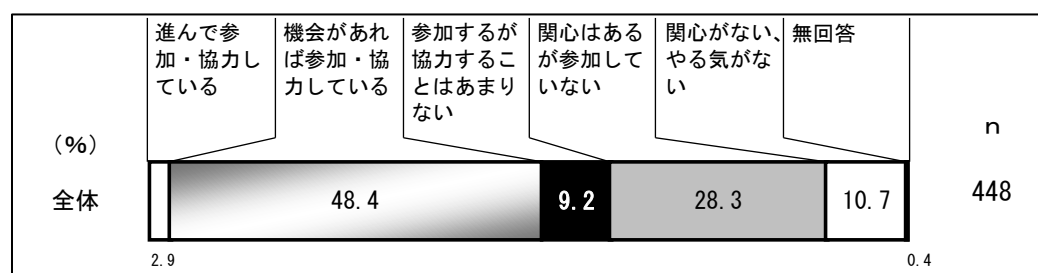
○「機会があれば参加・協力している」が4割強を占める。(一般市民)

○「機会があれば参加・協力している」が5割弱を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



◇参加している地域の行事や活動◇

【問 21 で “参加している” と答えた人のみ】

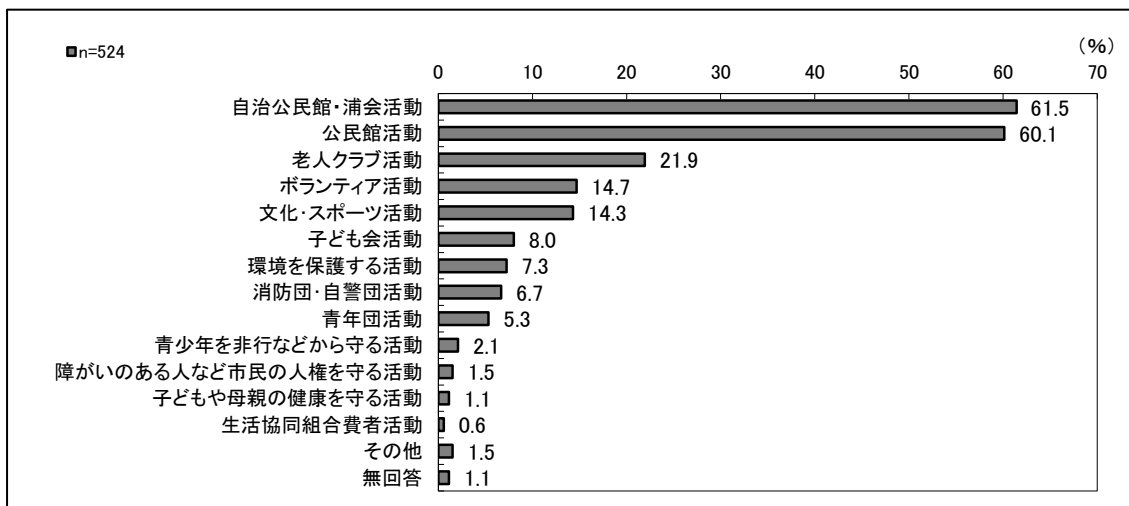
問 21-1 あなたは、地域の行事や活動などへ参加していますか。【複数回答】



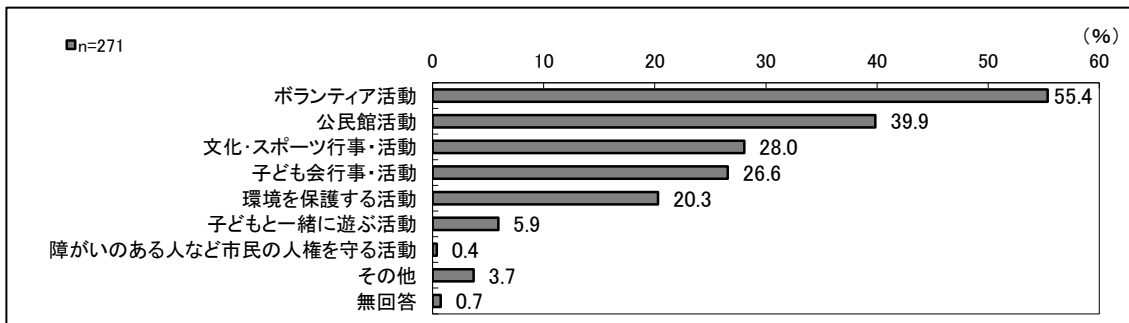
○「自治公民館・浦会活動」及び「公民館活動」が主な参加内容。(一般市民)

○「ボランティア活動」が他を引き離して第 1 位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



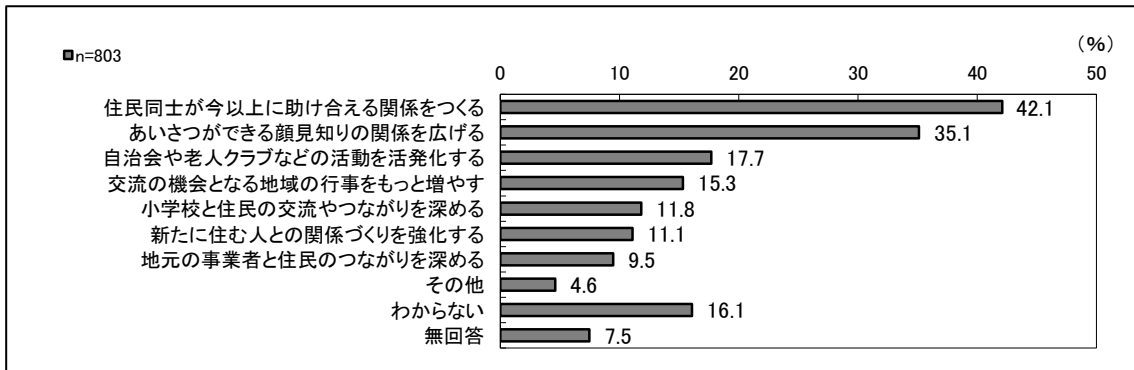
◇地域の活動や行事の活発化のために大切なこと◇

問 22 地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。【複数回答】

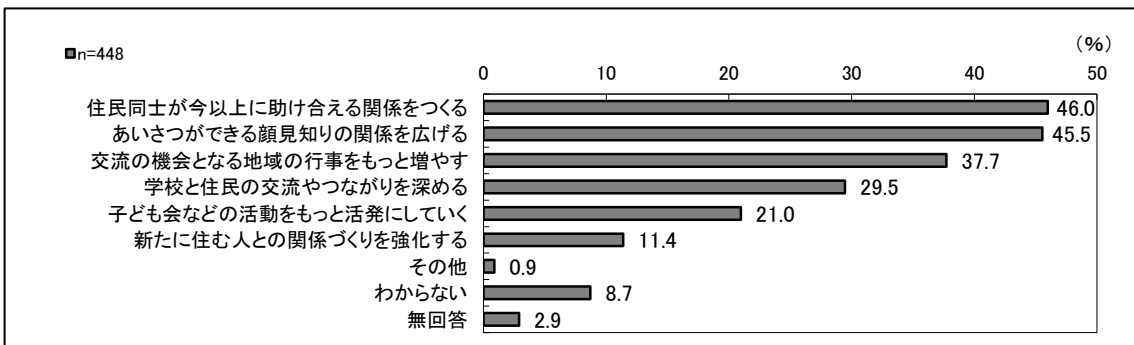


- 「住民同士が今以上に助け合える関係をつくる」が第1位。(一般市民)
- 「住民同士が今以上に助け合える関係をつくる」及び「あいさつができる顔見知りの関係を広げる」が2大要素。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



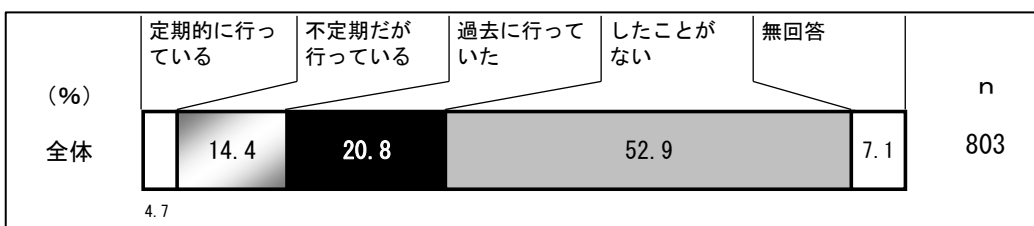
◇ボランティア活動への参加状況◇

問 23 あなたはボランティア活動を行っていますか。

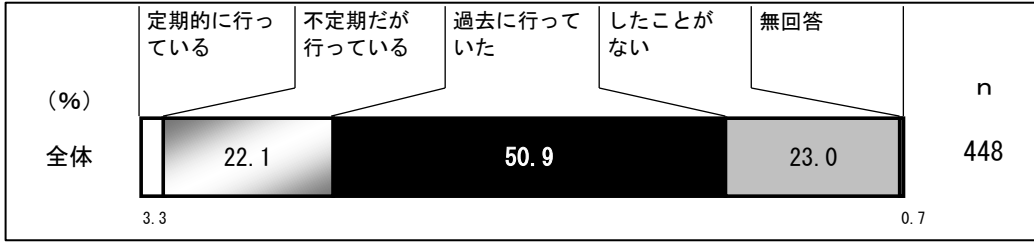


- 「したことがない」が5割強を占める。(一般市民)
- 「過去に行っていた」が約5割を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】

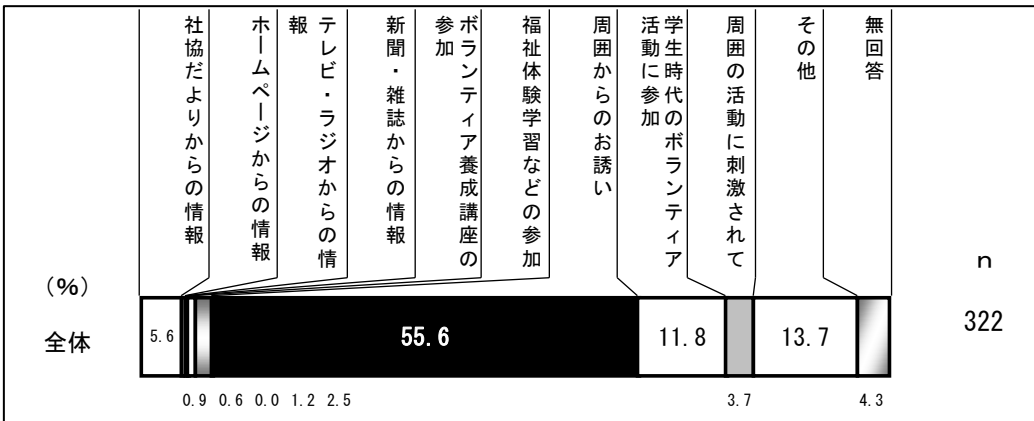


◇ボランティア活動に参加したきっかけ◇

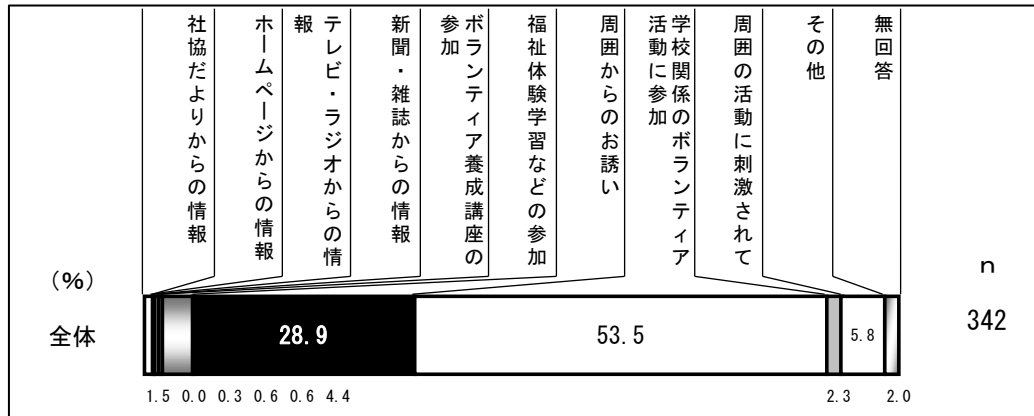
【問 23 で“行っている”、“行っていた”と答えた人のみ】
問 23-1 あなたが、ボランティア活動に参加した最初のきっかけは何ですか。

- 「周囲からのお誘い」が5割台半ばを占める。(一般市民)
- 「学校関係のボランティア活動に参加」が5割強を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



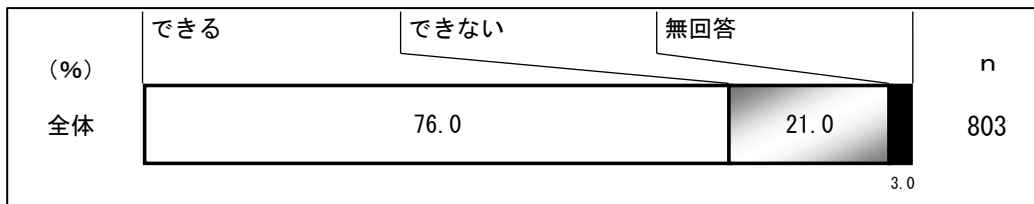
(3) 災害時の対応について

◇災害発生時に一人で避難できるか◇

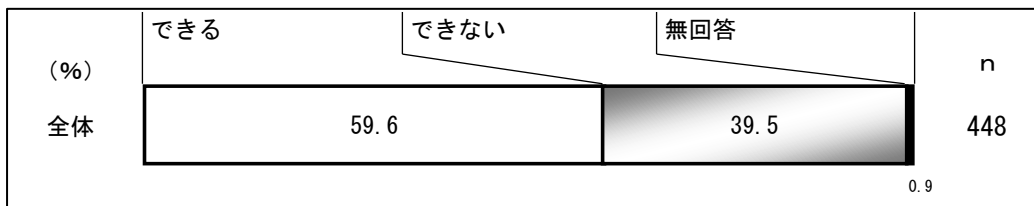
問 24 台風や大雨などの災害発生時に、一人で避難することができますか。

- 「できる」が8割弱を占める。(一般市民)
- 「できる」が約6割を占める。(中高生)

【一般市民】



【中高生】

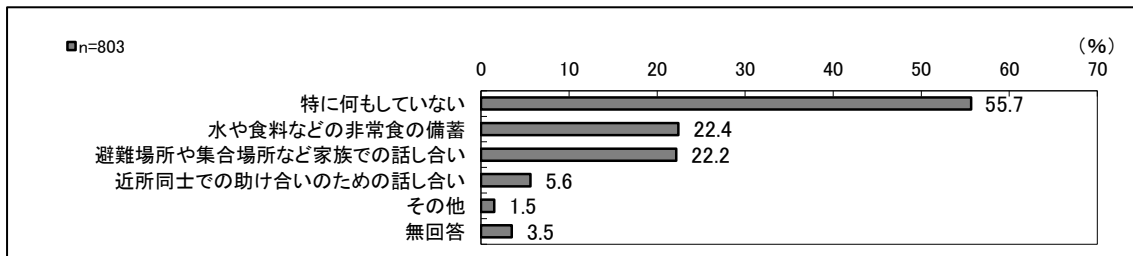


◇災害に対して行っている備え◇

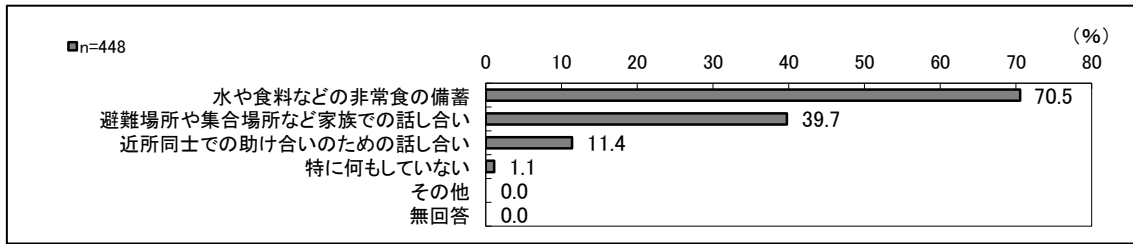
問 26 災害に対してどのような備えをしていますか。【複数回答】

- 「特に何もしていない」が他を引き離して第1位。(一般市民)
- 「水や食料などの非常食の備蓄」が他を引き離して第1位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



(4) 権利擁護について

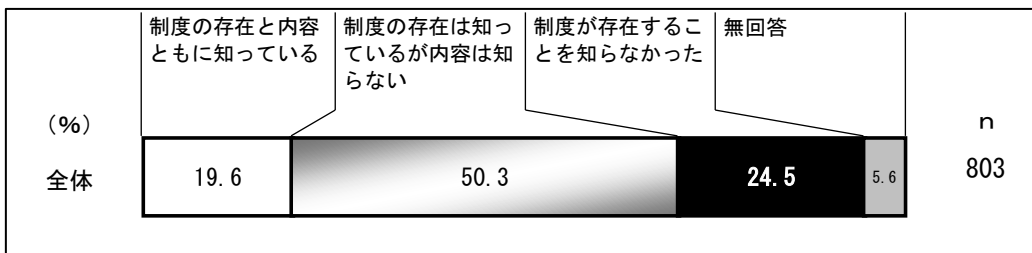
◇成年後見制度について◇

問 29 あなたは、成年後見制度についてどの程度ご存知ですか。



○「制度の存在は知っているが内容は知らない」が約5割を占める。(一般市民)

【一般市民】



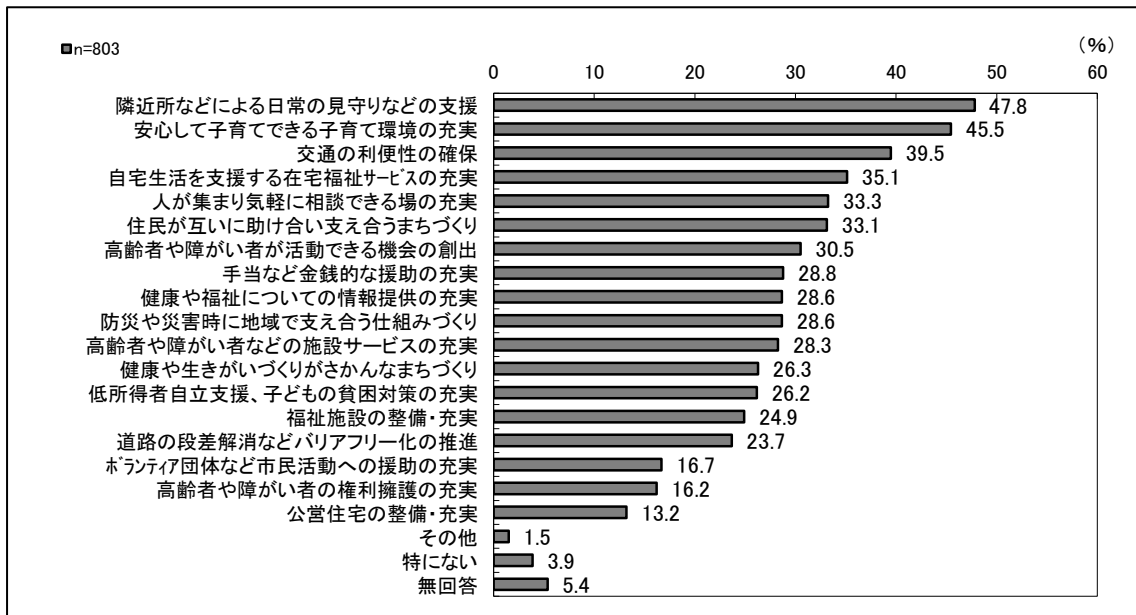
(5) 福祉全般について

◇安心して暮らせる地域づくりのために重要なこと◇

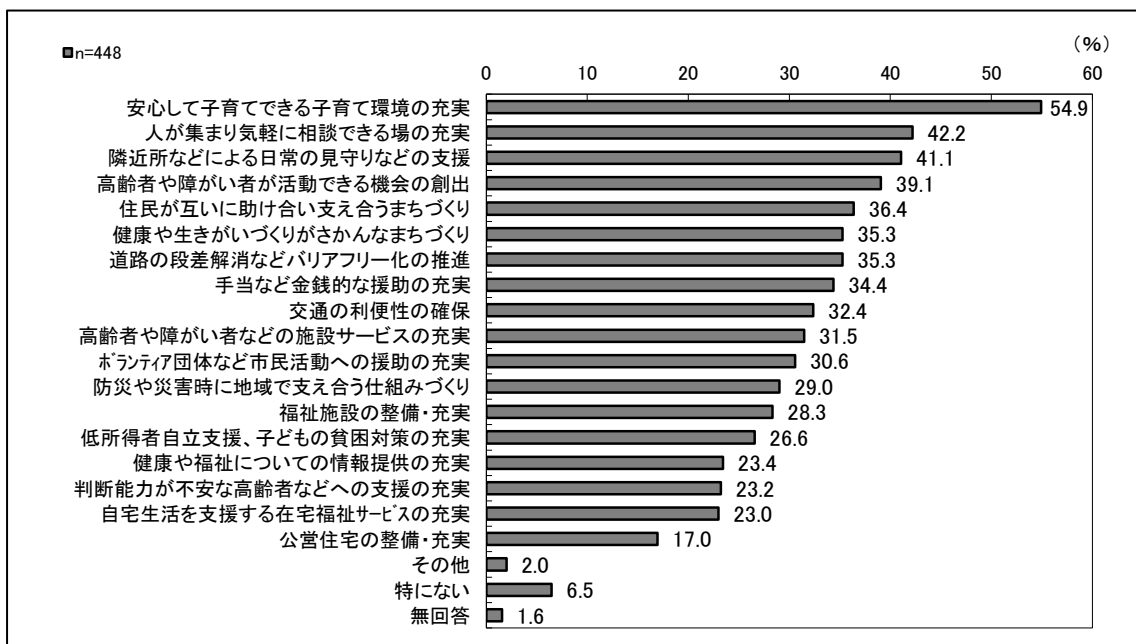
問 37 誰もが安心して暮らせる地域にするために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。【複数回答】

- 「隣近所などによる日常の見守りなどの支援」が第1位。(一般市民)
- 「安心して子育てできる子育て環境の充実」が他を引き離して第1位。(中高生)

【一般市民】



【中高生】



第3次吉崎市地域福祉計画

発行年月日 令和4年3月

発行 長崎県 吉崎市

編集 吉崎市 市民部 市民福祉課

〒811-5192 長崎県吉崎市郷ノ浦町本村触 562 番地

電話 0920-48-1111(代表) FAX 0920-47-4844